

猛烈に危なくなるマイナンバー

巻頭言

「背番号＋顔認証情報」での国民監視が始まる！

全国民の顔認証データのマイナンバー

国家管理計画の裏口（バックドア）導入をストップさせよう！

番号の悪用に備えるために、頻繁にパスワードを変えるのが常識である。人生100年構想も出現している時代に、同じ12桁のマイナンバー（パスワード）を、いわば「マスターキー」として一生涯汎用する政府のプランは愚策だ。それに、マイナンバー＋基本的個人情報を両面に満載したマイナンバーICカード（マイナICカード）を携行、汎用させるプランも愚策だ。カードを紛失したら、悪用されるおそれが高いからだ。危ないマイナンバーやマイナICカードは、廃止を含め抜本的に見直すべきだ。

政府は「マイナンバー制度で行政を効率化する」とPRする。だが、国民はその恩恵をまったく実感できていない。今般の度重なる災害でもマイナンバー制度が役立つとの声は聞こえてこない。逆に、マイナンバーの汎用、電子化で煩雑になる行政手続に戸惑い、デジタルデバイド（情報技術格差）に悩む国民の方が多いたが実情だ。自治体の現場では、従来からの紙（文書）媒体の手続に加え、新たな電子手続への対応が必要で、行政の効率化、どころか、行政の肥大化、に苦悩する。

国民のコンセンサスのないまま、国による大規模な生体認証データの取集計画が密かにすすんでいる。マイナICカードを使って診療開始時の本人確認と保険資格確認をオンラインでできるようにするとの触れ込みで、基盤整備を含め総額1,000億円もの血税を投じて、1台9万円もする顔認証機能付きICカードリーダー（読取機）を、無償で全国22万カ所の医療機関や薬局に導入するという計画

だ。22年度中には全国のほぼすべての医療機関などで対応できるようにするという。

よく考えてみると、医療機関での診療開始時の本人確認と保険資格確認を口実とした「国民の顔認証データのマイナンバー国家管理システム」の裏口導入、計画ではないか。医療機関という「信用、逃げられない場所」をエサに患者（全国民）の「顔／生体認証情報」を釣り上げようとする狡猾な役人の悪巧みが透けて見えてくる。能天気な日本医師会などは、国の役人の悪巧みを見透かせない。「読取機をタダで設置してくれるならありがたい」といった感覚のようだ

こんな計画をゆるせば、私たち国民の究極のプライバシーである顔認証データが、オンラインで集約・各人のマイナンバーで国家管理されることになる。ひいては、自分の及び知らないところで、悪用されかねない。私たち国民は、政府の顔認証データのマイナンバー国家管理計画に、声を大にして「ノー」と言わないといけない。

国の役人は、行政の効率化などは二の次で、国民を逐一監視するために、歯止めのない背番号の利用拡大や背番号カードの取得強要などやりたい放題だ。そして遂に、消費増税で潤った血税をジャブジャブ浪費し、国民の顔認証データのマイナンバー管理を打ち出した。

顔認証機能付きICカードリーダー（読取機）の全国22万カ所もの医療機関などへの無償配置計画は、この国の形を大きく変える謀略だ。国民の究極のプライバシー／基本的人権を、国家が、常時監視する体制になることだ。国民は、中国のようなデータ監視国家（ビッグブラザー）を望んではいない。「背番号＋顔認証情報で全国民を監視する国家」絶対阻止を党是とする「My国」のような野党が欲しい。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～猛烈に危なくなるマイナンバー
- ・ 顔認証情報のマイナンバー国家管理制度の裏口導入
- ・ プラットフォームビジネス・モデルとは何か？
- ・ シングルイシュー政党とは何か

2020年4月10日
PIJ代表 石村 耕治

マイナカード／健康／介護保険証一体化の罠

顔認証情報のマイナンバー国家管理制度の裏口導入を暴く！

1台9万円の顔認証データ読取機を
血税で22万ヵ所に設置する計画を阻止しよう！

国の役人の狙いは、「背番号＋顔認証情報」での国民監視だ！

インドに倣った生体認証式IDカード「アドハー」の日本版導入が狙い？

石村 耕治 (PIJ代表)

改正健康保険法は、19年10月1日に施行された。これにより、医療の健康保険証をIC仕様のマイナンバーカード（マイナICカード）で代用できるようになった。この改正に基づき、政府・厚労省は、早ければ21年3月から代用をはじめめる計画だ。この計画の一環として、マイナICカードを使って診療開始時の本人確認と保険資格確認をオンラインで行えるようにするという。そのため、全国22万ヵ所の医療機関や薬局に、総額1,000億円もの血税を使って1台9万円もする顔認証機能付きICカードリーダー（読取機）を無償提供して導入を促す。22年度中には全国のほぼすべての医療機関などで対応できるようにする計画だ。

この計画で、政府・厚労省は、診療開始時の本人確認と保険資格確認を口実とした「国民の顔認証データのマイナンバー国家管理システム」の「裏口（バックドア）導入」を画策している。つまり、国民にまったく説明をしないまま、国家による大規模な生体認証データの公有化計画を密かに進めているわけだ。医療機関という「信用」、逃げられない場所、をエサに患者（国民）の「生体認証情報」を釣り上げようとする狡猾な役人の悪巧みが透けて見えてくる。「背番号＋顔認証情報で国民を監視する国家」では、私たち国民のプライバシーが透明化され、基本的人権が危ない。

こんな計画をゆるせば、私たち国民の究極のプライバシーである顔認証データが、オンラインでサーバー（データセンター）に集約・マイナンバーで国家管理されることになる。ひいては、自分の及び知らないところで、法定利用ということで、刑訟手続などを通じて、いとも簡単に目的外利用

されかねない。私たち国民は、政府の顔認証データのマイナンバー国家管理システムの裏口（バックドア）導入に、声を大にして「ノー」と言わないといけない。

マイナンバーは漏れて、悪用されても変えられる。ところが、顔認証データなど生体認証情報は、生涯不変のセンシティブ情報（機微情報／要配慮情報）である。漏れて、悪用されても、変えられないので、取り返しがつかないことになる。

アメリカでは、近年、生体認証情報の利用規制が強化されている。本人の同意のない提供の強制や公的利用は禁止されてきている（CNNニュース99号参照 <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-99.pdf>）。

野放図な顔認証機器の導入や大量配付は、常時人権侵害を起こす原因になる。顔認証データの収集機器の頒布や顔認証データの利用や頒布、収集にストップをかけないといけない。プライバシーや民主主義という価値観を国民と共有できない役人がたてた計画の裏口（バックドア）導入をゆるしてはならない。

この国には、こうした大規模な人権侵害を常時引き起こす計画の裏口（バックドア）導入に異論を唱える野党がないのは異常である。



◆また始まった消費税取のムダ遣い

顔認証式 IC カードリーダー（読取機）は、常時人権侵害を引き起こす装置である。1台9万円もする。だが、国が全額負担し、全国22万カ所の医療機関や薬局に無償配布する計画だ。

政府は19年度、医療機関・薬局のオンライン確認システム整備と電子カルテシステム導入を支援する「医療情報化支援基金」に300億円を計上。20年度予算案には顔認証機器の購入費と、医療機関がシステムを改修する際の補助費として計768億円を盛り込んだ。

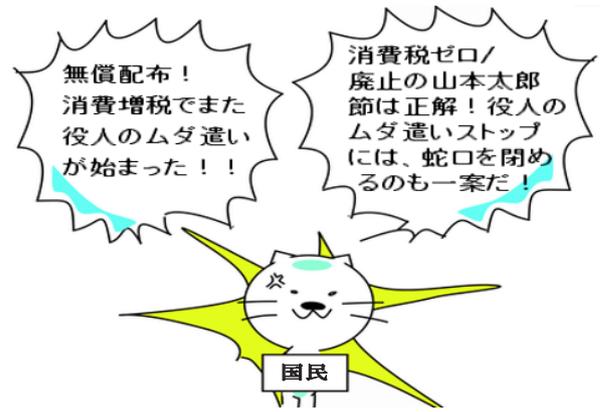
税金のムダ遣いといえば、20年9月から21年3月までは期間限定でマイナ IC カードの保有者にポイント（マイナポイント）を付与する計画も問題だ。カード保有者がキャッシュレス決済サービスを1つ選び、2万円分を前払いすれば1ポイント＝1円として使える5,000ポイントがもらえる仕組みだ。約2,500億円分のポイントに必要な費用は国が負担する。スマートフォン（スマホ）全盛時代に、ICカードの普及？ガラパゴス（陳腐）化した役人の不純な政策への血税の乱費がとまらない。

消費税増税で国の懐が潤い、IT関連投資という名のムダ遣いがまた始まった。国民皆保険制度を改悪し、高齢者に負担増を求める。そんなのは愚策だ。順序が違う。まず、消費税で潤った税収のムダ遣いをヤメルことから始めないといけない。1,000億円の血税を乱費し人権を蝕む顔認証式 IC カード読取機の無償配布は、ムダ遣いの際たる例だ。

消費税ゼロ／廃止のれいわ新選組の山本太郎代表の活躍が期待される。国の役人に余剰なカネを持たせるとロクなことをしない。山本太郎節は正解だ。

◆狙いは「ズバリ」、**「背番号＋顔認証情報」での国民監視だ！**

政府の計画では、オンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システムを、総額で1,000億円を超える国費を投じて全国22万カ所に設置する。つまり、カメラ付きの顔認証システムを組み込んだマイナ IC カード読取機を、病院や薬局の窓口を設置する。そして、患者本人がカードをかざして情報を読みとらせる。保険資格確認用のサーバで照合するとともに、カードの顔写真で本人確認も行う仕組みだ【厚生労働省保険局「オンライン資格確認等システムの導入に関する医療機関・薬局システムベンダ向け資料」（2019年10月）】。

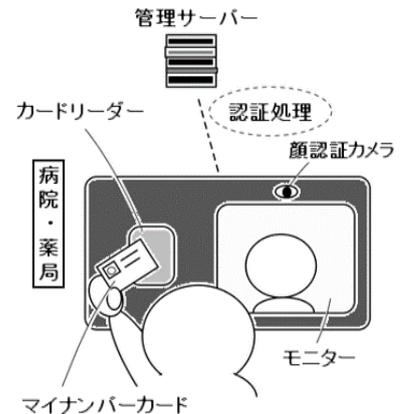


生体認証情報は、生涯不変の情報である。洩れたら取り返しがつかないことにもなる。こうした生体認証情報をオンライン収集・国有化するために人権侵害機器を全国22万カ所に設置するなど論外

である。常時国民の基本的な人権、プライバシーを侵害し、憲法違反である。

国の役人の狙いは、「マイナンバー（背番号）＋顔（生体）認証情報」を使った国民監視システムの確立にある。国の役人は、マイナンバーだけでなく、各人の顔認証情報も集めて、私たち国民を監視しようとしている。私たち国民は、この謀略に気づかないといけない。

● **オンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システム**



◆国民の人格権を食物にうごめく「ITハイエナ利権」

このオンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システムは、すでにNECやパナソニックが実用化しているという。こうした政策実施の背後では、患者（全国民）の究極のセンシティブ情報（人格権）を食物に儲けようという「ITハイエナ利権」がうごめいていることがわかる。

◆インドに倣った生体認証式 ID カード「アドハー」の日本版導入？

生体認証式背番号カード制といえば、インドの

「アドハー (Aadhaar)」がある。アドハーでは、国民監視のための生体認証データとしては、本人の顔面+ 10本の指の指紋+目の虹彩を使う。



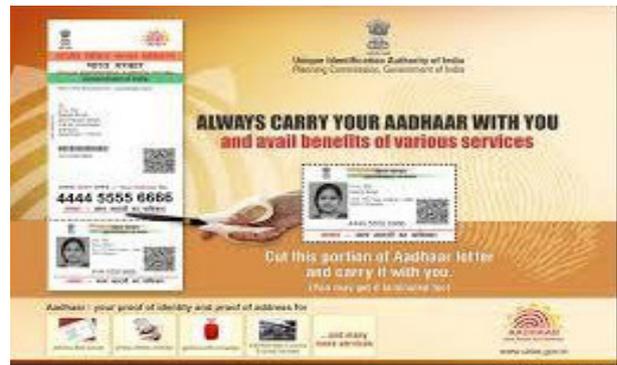
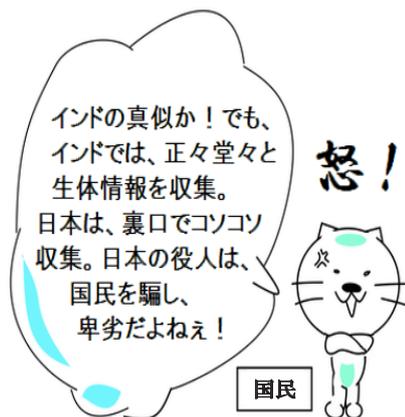
インドのアドハー：目の虹彩の採取現場 (Public Use)

申請は、原則任意だが、福祉の受給にはカード取得は必須である。カード申請には、生体情報を含む、次のような個人情報の提出を求められる。

●アドハーID番号+カード申請のための個人情報+生体情報の提出手続

① 身元確認のための個人情報
【必須】氏名・住所・生年月日(年齢)・性別
【選択】携帯電話番号・電子メールアドレス
② 生体情報
【必須】顔面・10本の指の指紋・2つの目の虹彩
③ 5歳以下の子どもの場合
上記①・②+両親/保護者の氏名

実は、アドハー(生体認証式背番号カード制)は、日本のIT企業の協力で実現した制度である。(CNNニュース91号) <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-91.pdf>。わが厚労省の顔認証データのマイナンバー管理計画は、いわば「日本版アドハー」を裏口導入しようとしているとみてとれる。ちなみに、インドのアドハーカードは、プラスチック(ラミネート)カードでも、ICカードでもない。わが国のマイナンバー(個人番号)の通知カード(廃止)と同じく紙製である。紙製のカードは、各人がPC(パソコン)など



アドハーカード切り取り使用のPR (Public Use)



指紋で本人確認状況 (public use)

で中央センター(サーバー)にアクセスしプリントアウトできる。ICカードは使っていない。これは、住所のない人も多いのと、郵便事情が悪く、郵送は難しいからだ。

紙製のカードに記載された二次元バー(QR)コードを使ってデータを集積するサーバーと交信・照合し、本人確認をする仕組みだ。本人確認の現場では、指紋とQRコードリーダーを使っている。プライバシー、人権で遅れているインドの水準に倣う日本が問われている。

◆問われる日本医師会の人権感覚

報道によると、日本医師会は、センシティブな医療情報をマイナンバーで紐づけるのには反対だが、受付での保険資格の確認に限りマイナICカードや顔認証を使うのであればあえて反対しなかったようだ(東京新聞2019年12月23日朝刊)。一方、政府は、患者自身が顔認証式カード読取機で資格確認をし、病院職員らが直接カードにはふれない仕組みを考案し、読取機も税金で賄い無償配置することで反対の声を封じた。

医療機関という「信用」、逃げられない場所、をエサに患者の「生体認証情報」を釣り上げようとする狡猾な役人の悪巧みを見抜けないのだろうか。日本医師会が、「背番号+顔認証情報で全国民を監視する国家」づくりに協力することで、私た



ち国民の基本的な人権が侵されるのはゆるぎされない。日本医師会の人権感覚が厳しく問われている。

人権感覚が鋭い全国保険医団体連合会（保団連）は、マイナ IC カードの保険証利用に反対している。全国 22 万カ所の医療機関などへの顔認証機能付き IC カードリーダー（読取機）の導入をゆるしてはならない。なぜならば、国の役人が仕組んだ「全国民の顔認証データのマイナンバー管理システム」の裏口導入、計画の後押しにつながるからだ。保団連には、国民の人権を蝕む、隠された「背番号+顔認証情報で全国民を監視する国家づくり」プランに、もっと声高に反対して欲しい。

ここでも、忘れてはならないのは、`カードを持つ、持たないは自由/任意、ということだ！！

◆マイナ IC カードと介護・健康保険証の一体化の罠

政府は 23 年度からマイナ IC カードと介護保険の保険証とをドッキングする計画だ。先行する健康保険証とリンクする方向で行政と医療、介護の手続の一体化を狙っている。

介護保険の保険証は、要介護認定やケアプランの作成を申請する際に必須のアイテムだ。65 歳になると市町村などから住民に交付される。65 歳未満でも介護が必要な人なら申し込みれば取得できる。

介護保険証を所有している人は 65 歳以上の人で約 3,500 万人いる。この層をターゲットに、マイナ IC カードの普及をはかる計画だ。

抵抗できない社会的に弱い人



たちをターゲットにした人権侵害政策は、まだまだ続く。政府は、23 年度からは生活保護受給者が医療サービスを受ける際に必要な「医療扶助の医療券」も、マイナ IC カードでの代用を計画している。

マイナ IC カードは、本来、ネット（電子）政府サービス/マイナポータルを利用する際のツールであったのではないかと、ところが、実際は、リアルな民間サービス利用の際の身元確認カードに矮小化されてしまっている。肝心のネット（電子）政府は、メニューも貧弱、まったくの視界不良だ。

忘れてはならないのは、`カードを持つ、持たないは自由/任意、ということだ！！

◆問われる税理士会の人権感覚

税理士会からの会員税理士へのマイナ IC カード取得を強制する動きも活発化している。税務署のお手伝いさんを自認する税理士会は、「人権などどうでもいい」の姿勢で、会員にカード取得を積極的に PR している。弁護士法で「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（1 条）とうたうのが弁護士会だ。役人は、弁護士会の会員にも、マイナ IC カード取得を強制するのだろうか？税理士会は、もう一度、「税理士の使命」、「基本的人権」について慎重に考えてみる必要がある。

ここでも、忘れてはならないのは、`カードを持つ、持たないは自由/任意、ということだ！！

◆スマホ全盛時代に時代遅れのマイナ IC カード普及？の`愚策、

政府のなりふり構わない危ないマイナ IC カードの普及策は、まだまだ続く。

国家公務員や地方公務員、その家族に 19 年度内までにマイナ IC カードの取得を半ば強制している。しかし、各所で軋轢を生んでいる。

政府は、22 年度からは国立大の職員や学生の証明書をマイナンバーカードと一体にする計画だ。国立大学法人が作成する中期目標や計画に明記するように求めている。

世は、IC カードリーダー（読取機）が使えないスマートフォン（スマホ）全盛の時代だ。IC カードの普及はもはや時代遅れである。にもかかわらず、国の役人は、ガラパゴス（陳腐）化した愚策に血税を注ぐのを止めない。

いまの腑抜けな大学界に、「大学の自治」などあろうはずがない。役人にいわれれば、愚策とわかつ



ていても、まともに抵抗できる大学や大学人は数少ない。むしろ役人やIT企業にすり寄り、国民葬背番号制（マイナンバー）、国民登録証（マイナIC）カード、生体認証データの提供を当然視する、あるいは沈黙して同意するのが今の大方の大学人なのだから。嘆かわしい限りだが、これが今の大学のリアルな姿だ。

ここでも、忘れてはならないのは、`カードを持つ、持たないは自由/任意、ということだ！！

◆このままでは、マイナンバーは猛烈に危なくなる！ ～顔認証データのマイナンバー国家管理計画の裏口（バックドア）導入をストップさせよう！

マイナICカードの普及率は15%に満たず、従来の保険証での確認も併用される。時代はICカードからスマホへ大きく移行してきている。こうした時代の流れに抗し、闇雲にマイナICカードの普及をはかっても、無用の長物になるのは時間の問題である。マイナICカードを普及させるための公費支出はムダで、明らかに血税の乱費だ。にもかかわらず、国の役人はどこ吹く風だ。

マイナカード/介護/健康保険証一体化計画は、より一層危ない方向にエスカレートするのは必至だ。国の役人が裏口（バックドア）で、全国22万カ所もの医療機関などに顔認証機能付きICカードリーダー（読取機）を設置することで、全国民の顔認証データのマイナンバー国家管理を画策しているからだ。何と、この人権を蝕むシステムの基盤整理や読取機の無償配付などに、消費増税などで全国民からむしり取った総額1,000億円もの巨額の血税を投じるというから、その無神経さに驚く。

国民の顔認証データのマイナンバー国家管理計画、つまりマイナICカードをツールにした「オンライン生体認証式国民登録証制度」は、政府がPRするように、表向きは便利なツールなのかも知れない。悪いことしていなければ怖がることのない

ツールをつくるようにも見える。しかし、実際には、全国民の生体認証データを裏口（バックドア）で収集する超危険な人権侵害ツールをつくることだ。

5Gの超高速通信網を使ったスマートシティ構想は、高い利便性がうたい文句だ。ところが、実際は国民のプライバシーを透明化し、超データ監視社会につながる構想だ。国民の顔認証データのマイナンバー国家管理計画も、同じである。こんな計画をゆるせば、プライバシーなど国民の基本的な人権を国が常時監視し操作できるデータ監視国家になりさがる。わが国を中国以上のデータ監視社会（ビッグブラザー）にするおそれが強い。

野党よ、しっかりして欲しい。政府追及の矛先を「中国企業のわいろ攻勢によるIR疑獄」などから「オンライン生体認証式国民登録証制度による中国並みのデータ監視国家計画」に向けて欲しい。全国民の人権/究極のプライバシーである生体認証情報が、今まさに役人の意のままになる国家管理に移されようとしているのだから。

市民団体も、「マイナンバー反対の灯を消さない」運動から一步ステップアップが要る。国家権力の一部である司法に`正義、を期待する法廷闘争偏重では限界がみえている。空調の効いた礼拝施設のような裁判所から出て多くの庶民が集う街に繰り出そう！

「My国」、「M国」（マイナンバーから国民を護る党）のようなシングルイシュー政党（単一争点政党）を立ち上げ、戦えるウイングへの脱皮・成長が是非とも必要だ。

「とまらない、やめられない」では済まされない。私たち国民の人権が、国の役人にマイナンバーで、「えびせん」並みに食われるのはたまらない。将来に禍根を残してはならない。一人ひとりが主体的に行動し、国の役人が画策する国民の顔認証データのマイナンバー国家管理計画の裏口（バックドア）導入、「負の遺産」づくりにストップをかけよう。

忘れてはならないのは、`カードを持つ、持たないは自由/任意、ということだ！！



石村耕治 PIJ 代表に聞く **マイナポータルはプラットフォームモデル！**

プラットフォームビジネス・モデルとは何か？

— 「リアル」対「ネット」の取引で読み解く —

わが国の電子（ネット）政府、「マイナポータル」が使う
プラットフォームモデルを理解したうえで、共通番号廃止運動を挑もう！

対論

話し手 石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

聞き手 辻村 祥造（PIJ副代表・税理士）

共通番号（マイナンバー）は、目に見える「リアル（現実）空間」にある「行政機関の間」や「行政機関と民間機関との間」での個人情報を連携／紐づけするツールである。言いかえると、「民間機関の間で個人情報」を連携／紐づけするツールではない。政府は、マイナンバーは、電子（ネット）政府、通称で「マイナポータル」、を実現するために必須のツールとPRしてきている。

ネット経済取引が急激に拡大している。私たち市民は、リアルの店舗で買物をする一方で、パソコン（PC）やスマホでネットショッピングをする機会が多くなっている。こうした時代にあって、リアルの政府（行政）サービスに加え、「電子（ネット）政府」、「マイナポータル」サービスの拡充も時代の流れではないか、との声も強くなってきている。

民間のネットショッピングやサービスをするIT企業は、プラットフォームビジネス・モデルを使って事業展開をしている。目に見えない、国境もない「ネット（デジタル）空間」に、巨大なプラットフォーム（PF）を構築して全人類の8割にも及び個人データを収集し、ビジネスを展開し、巨万の富を得ている米系のネットIT企業が、GAFA／ガーファ【グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップルは、頭文字を取って通称で「GAFA」と呼ばれる。】である。「プラットフォーム」とも呼ばれる。わが国の楽天やソゾタウン（ネット販売仲介）、トリバゴ（宿泊仲介）、ペイペイ（決済）といった小粒のこれらネットIT企業も、プラットフォームである。

実は、わが国の電子（ネット）政府、通称で「マイナポータル」も、プラットフォームビジネス・

モデルを使った仕組みである。「マイナポイント」も同じモデル。いわば「官製プラットフォーム」である。

ところが、「マイナポータル」が、GAFAと同じようなプラットフォームビジネス・モデルを使った政府プラットフォームであるといってもピンとこない人も多いだろう。しかも、アマゾンをはじめとした民間IT企業のプラットフォームに、PCやスマホでアクセス（ログイン）するには、ICカードは要らない。一方、官製のマイナポータルにアクセスするには、12桁の個人番号などが記載されたマイナンバーICカード（マイナICカード）が必須となっている。国の役人は、「国民全員がマイナICカードを持たないと電子（ネット）政府は実現できない」ような口ぶりでPRしている。

だが、よく考えてみると、民間のプラットフォームでは、ICカードが不要である。政府のプラットフォームであるマイナポータルでも、マイナICカード不要にできるはずである。例えば、オーストラリアの電子（ネット）政府モデル（myGov）では、民間IT企業のプラットフォームと同様に、アクセス（ログイン）にICカードを使っていない。また、わが国の所得税の電子申告（e-Tax）でも、マイナICカードを不要としている。それに、スマホ全盛時代にICカード普及を目指すのは愚策である。

こう考えると、私たち国民は、「国民全員がマイナICカードを持たないと電子（ネット）政府は実現できない」といったフェイクの政府PRに「マインドコントロール（洗脳）、されているのではないか？大きな疑問符がつく。マインドコントロールから脱するには、わが国の電子（ネット）政府、マイナポータルに應用されている「プラッ

トフォーム（ビジネス）・モデルとは何か」を理解する必要がある。

そこで、今回は、共通番号廃止運動を深化することをねらいに、「プラットフォームビジネス・

◆ 「リアル」、「ネット」の意味と「プラットフォームビジネス・モデル」の所在

(辻村) 私たちは、デパートや書店、旅先で見つけた道の駅や魚市場で買物をしたりします。こうした「リアル」な場での買物に加え、「ネット」を通じ、パソコン(PC) やスマホアプリと使ってアマゾンや楽天などネット IT 企業に書籍や商品などのネットショッピングも多くなってきました。その分だけ「リアル」の店舗で買物をする機会は少なくなってきたようにも感じます。

一般に、道の駅や魚市場、アマゾンや楽天などのネット市場は、「プラットフォームビジネス・モデル」あるいは「プラットフォーム(PF) モデル」を使っているといわれています。しかし、このPFモデルについて、よくわからないという人も少なくありません。ましてや、国が完成を目指している電子(ネット)政府、通称で「マイナポータル」も、PFモデルを使っているといわれると、ますますわからなくなるわけです。

(石村) 大学の法学部で教えています。授業中にスマホを必死にいじくっている学生も少なくありません。メルカリとか、楽天とかのサイトでウインドショッピングをしている学生もいます。しかし、「プラットフォームビジネス・モデル」について、理解できている学生は少ないと思います。

(辻村) 学部によって違いがあるのでしょうか・・・。そこで、石村代表に、「リアル」、「ネット」の意味と「プラットフォームビジネス・モデル」の所在について、簡潔にまとめていただければ、と思います。

(石村) わかりました。まず「リアル」について、まとめてポイントにしてみると、次のとおりです。

リアル	<ul style="list-style-type: none"> 目に見える現実空間 (real space)。国境のある空間。 リアル空間でプラットフォームビジネス・モデルを使っているものとしては、例えば、従来から各地にある「魚市場」、ショッピングモール、さらには最近大きく伸びている「道の駅」市場など。 リアル大学も、プラットフォームビジネス・モデルを応用したサンプルに分類可能。
------------	---

モデルとは何か」について、石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が聞いた。

(CNNニュース編集部)

(辻村) あとで、もう少し詳しく説明してください。次に「ネット」、「デジタル」などともいいますが、簡潔にまとめていただければ、と思います。

(石村) わかりました。「ネット」について、まとめてポイントにしてみると、次のとおりです。

ネット	<ul style="list-style-type: none"> 目に見えない空間 (net space)、国境のないネット空間。 つまり、インターネットと PC (ラップトップコンピュータ) や、スマホ、タブレット端末などで結ばれる空間。 デジタル空間、オンライン空間、サイバー空間、仮想空間とも呼ばれる。 GAF A【グーグル社、アマゾン社、フェイスブック社、アップル社】、ウーバーなどアメリカ系の巨大ネット IT 企業 (プラットフォーム) は、国境のないネット空間にプラットフォームを構築してグローバルな事業を展開。 わが国のメルカリ、バイトル、トリバゴ、楽天など民族資本のネット IT 企業も、小粒ながらプラットフォーム IT 企業 (プラットフォーム) に分類可能。 従来の国際課税法では、国境のあるリアル経済取引を前提にルールを制定。事業所得課税については、PE (恒久的施設) 概念を核に国際的な税源配分ルールを策定。しかし、ネット企業は、進出地国に物理的な PE を置かなくとも事業展開が可能。GAF A のような巨大ネット IT 企業 (プラットフォーム) は、全人類の 8 割のデータを収集し、ビジネスを展開。 リアル企業は所得について平均で 23.2% の納税。一方、GAF A など巨大ネット IT 企業 (プラットフォーム) は平均で 8% 程度。 現在、OECD がプラットフォームに相応の税負担を求め、各国に公平な税収配分を行うための国際デジタル課税ルールづくりを検討中。
------------	--

(辻村) プラットフォームビジネス・モデルは、従来からあるモデルで、ネット空間に特有のモデルではないのですね。リアルで民間や第三セクターが経営する魚市場や道の駅なども、プラットフォーム (PF) モデルを応用したビジネス手法なのですね。

(石村) 言われてみれば、誰でも納得するのですが、言われるまでは気が付かない、といったところではないでしょうか？

◆リアル（目に見える現実空間）でのプラットフォームビジネス・モデル

(辻村) プラットフォームビジネス・モデルは、リアルでも広く応用されているとのことですが。

(石村) JRとか、鉄道会社のリアルのプラットフォーム（PF=platform）が一番身近な例ではないかと思います。列車と乗客を結びつける（マッチング／仲介する）プラットフォーム（PF）です。写真で見ると、分かりやすいと思います。

●リアルの鉄道駅のプラットフォーム
(鉄道会社運営のプラットフォーム)



(辻村) まさに、語源からたどれる例ですね。

(石村) わが国では、「プラットホーム」とも発音されて、定着してきました。正しい発音は「プラットフォーム」です。

(辻村) 他にも、プラットフォームビジネス・モデルを応用したリアルのビジネスもあると思いますが。

(石村) 車や鉄道で旅をすると、旅先で買物をします。そのときに立ち寄る民間や第三セクター機関が経営する「道の駅」は、プラットフォームビジネス・モデルを応用したリアルのビジネスですね。

●リアルの道の駅プラットフォーム



(辻村) 東京の築地市場や、移転して新たに開設された豊洲市場は、リアルに開設したプラットフォームですよ。

(石村) そうですね。豊洲市場は、東京都がリアルに開設したプラットフォームですね。

●豊洲市場は、東京都がリアル空間に開設したプラットフォーム



(辻村) こうしてみると、プラットフォームビジネス・モデルを応用して、リアル空間に開設されているさまざまなビジネスがあるのですね。

(石村) 複数の学部（college）が集まった総合大学（university）も、プラットフォームビジネス・モデルを応用して、リアル（空間）に構築されたプラットフォームですね。

(辻村) 確かに、そう見てよいですね。

◆プラットフォームビジネス・モデルの分析：
リアル対ネット

(辻村) 私たちは、これまで、消費者として、魚屋や書店などリアル市場で買物をしてきました。しかし、今日、こうした「リアル」な場での買物に加え、「ネット」を通じ、パソコン（PC）やスマホアプリと使ってアマゾンや楽天などネットIT企業に書籍や商品などのネットショッピングを頻繁にするようになっていきます。

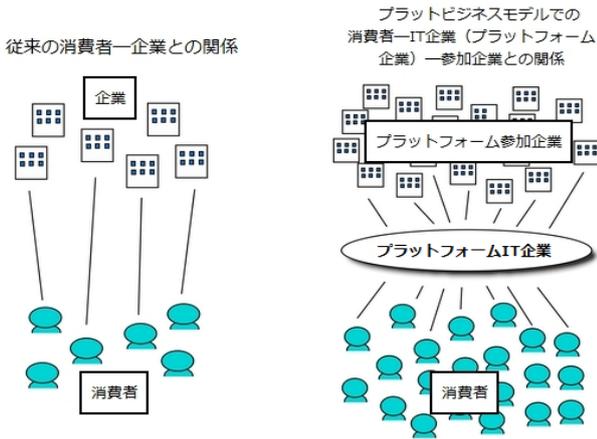
(1) 企業一般のケース

(石村) そうですね。これらネットIT企業は、プラットフォームビジネス・モデルを応用しています。つまり、ネット空間にプラットフォームを構築し、いわば「仲介料」を取ってビジネスを展開しているわけです。企業一般のケースを取り上げて、リアルとネットを対比して、プラットフォームIT企業（プラットフォーマー）所在を織り込んで図で示すと、次頁《サンプル1》のようになります。

(2) 共有型経済のケース

(辻村) 「共有型経済」あるいは「シェアリングエコノミー」という言葉をよく耳にするようになります。

●《サンプル1》企業一般のケース



ました。ここでも、物、労務サービス、場所（住宅）などをインターネット（ネット）上のプラットフォームを介して個人間でシェアする新たな経済の動きが広がっているとのことですが。

（石村）「共有型経済」あるいは「シェアリングエコノミー」の言葉を図説すると、次のとおりです。

●シェアリングエコノミー／P2P 経済／ギグ経済とは

<p>シェアリングエコノミー</p> <p>「個人が、他人の所有する資産や仕事を利用し合う」という経済モデルである。</p>
<p>ピア・ツー・ピア（P2P=peer-to-peer）エコノミー（P2P economy）</p> <p>「Peer」とは、「仲間」、「同輩」などと邦訳される。少々乱暴かも知れないが「仲間同士経済」とでも邦訳できる。</p>
<p>ギグエコノミー（gig economy）</p> <p>「ギグ（gig）」とは、俗語で「ネット上のプラットフォームを通じて単発の雇用類似仕事を受発注する就労形態」をさす。このような受発注形態は「クラウドソーシング」とも呼ばれる。このような働き方をする人たちを「ギグワーカー」とも呼ぶ。</p>

（辻村）こうした経済についての理論づけでは、アメリカが先頭を走っていると思います。ただ、ここでも、ネット経済の拡大が関係してくるわけですね。

（石村）そうですね。シェアリングエコノミー／P2P 経済／ギグ経済においても、デジタル・プラットフォーム（プラットフォーム IT 企業）の存在感を増してきています。ネット（ネット経済市場）において、消費者（利用者）と就労者（労働力提供者）・民泊提供者などの間を、SNS、スマホアプリや PC を活用し、橋渡しをする仲介デジタル・プラットフォームです。これらのプラットフォームは、次のように、大きく 2 つに分けることができます。

●プラットフォームの類型

<p>就労仲介型プラットフォーム</p> <p>例：ウーバーイーツ [飲食宅配代行]、バイトル [単発就労仲介]</p>
<p>資産利用仲介型プラットフォーム</p> <p>例：エアビーアンドビー [民泊]、ウィーワーク [起業家向けオフィス賃貸]</p>

（辻村）わが国でも、政府の「働き方改革」政策を受けて、フリーランス【和製英語では「フリーター」として】の雇用類似の働き方が奨励されてきていますが・・・。

（石村）「好きなときに、自由に働ける」とか、就労仲介型プラットフォーム IT 企業のリーダーは、大量の「マイクロ起業家（micro-entrepreneur）」出現の時代と、もてはやすわけです。

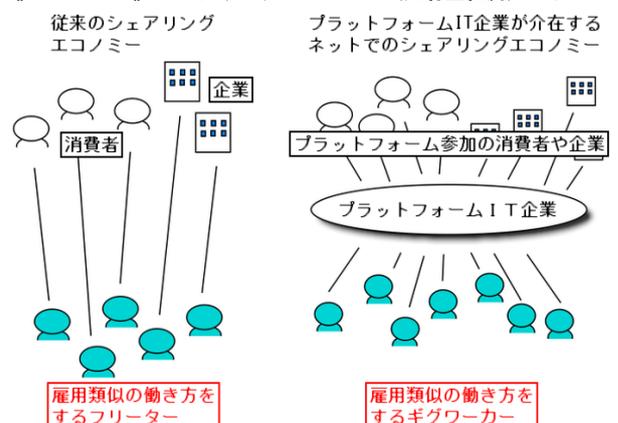
（辻村）しかし、現実には、「名ばかり零細個人事業者」、新たな雇用類似の働き方をするフリーランスの就労層・貧困層づくりの船頭役を演じているのではないかと批判されていますね。

（石村）問題が山積しています。就労仲介型プラットフォーム IT 企業のアプリを介して就労するフリーランサー（フリーター／ギグワーカー）は請負契約とされています。このため、勤め人（給与所得者）では当り前の、最低賃金、労災保険、健康保険、雇用保険、残業代、有給休暇もない過酷な状況で働かされています。

（辻村）雇用類似の働き方をする名ばかり事業者のケースを取り上げて、リアルとネットを対比して、プラットフォーム IT 企業所在を織り込んで図で示めしてください。

（石村）ウーバーイーツの就労仲介型プラットフォームの提供するアプリで働く人たちのケースでは、次のようになります。

《サンプル1》シェアリングエコノミー（共有型経済）のケース



* 例：ウーバーイーツのアプリで働く人たち

コラム

わが国でのフリーランサー、ギグワーカーの所在

ひとくちに「フリーランサー」（フリーター、ギグワーカー、クラウドワーカー）といっても、①雇用主のいないケースと、②雇用主がいるケースがある。また、①本業としているケースと、②副業としているケースがある。とりわけ、ここで取り上げているのは、①雇用主がおらず、しかも、①本業として、雇用類似の働き方をしているケースである。すなわち、請負契約者、独立契約者、「一人親方」、「名ばかり事業者」として、「雇用類似の働き方をする人たち」である。わが国には、どれくらいの「雇用類似の働き方をする人たち」がいるのであろうか？政府省庁や民間調査機関の調査結果は、まちまちである。

ある民間機関の調査では、個人請負タイプの就労者数約228万人のうち、主に事業者を直接の取引先とする人が約170万人（内①本業とする人約130万人、②副業とする人40万人）。その中で、就労仲介型プラットフォームIT企業のアプリ（クラウドソーシング）を利用している人（クラウドワーカー）は①本業では9.3%、②副業では17.7%とのことである。【労働政策研究・研修機構「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）〔資料3-1、3-2〕」（2019年4月12日）参照】

(CNNニュース編集部)

(辻村) アメリカのカリフォルニア州では、最近、ギグワーカー保護法を制定したと聞きますが、教えてください。

(石村) カリフォルニア州議会は、就労仲介型プラットフォームIT企業のアプリで単発の雇用類似の仕事を請け負って働くフリーター／ギグワーカーを、その就労仲介型プラットフォームIT企業の被用者／従業者とみなす新法（加州ギグワーカー保護法／AB5）を制定し、2020年1月1日から施行しました。

(辻村) 具体的には、どのような人たちが、対象となるのですか？

(石村) ウーバーのアプリを使って自分の車でライドシェアリング〔自家用車を使った相乗りサービ

ス〕やウーバーイーツ〔飲食宅配代行サービス〕など単発の仕事を、本業として行っている人たちです。

(3) 大学のケース

(辻村) 先ほど、石村代表は、複数の学部（college）が集まった総合大学（university）も、プラットフォームビジネス・モデルを応用して、リアル（空間）に構築されたプラットフォームだ、と説明されましたが。それでは、ネットのプラットフォーム大学ではどういう形になるのですか？

(石村) 図説すると、次頁《サンプル3》のようになります。

(辻村) ネット空間に開設されたネット大学の所在

コラム

アメリカのウーバーイーツのビジネスモデル

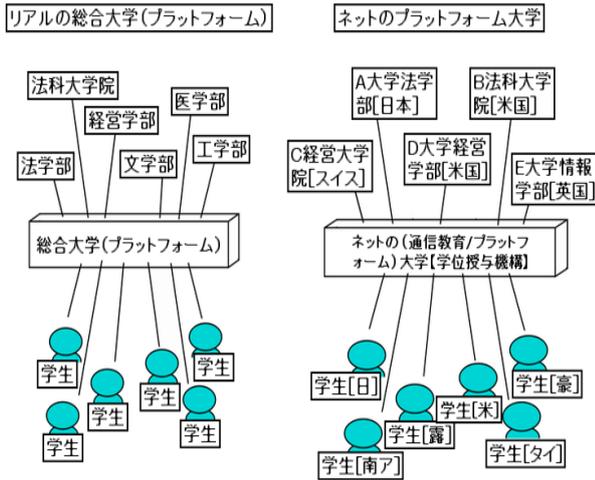
ユーザー（消費者／発注者）は、ウーバーイーツ（UberEats）の飲食宅配代行サービスアプリ（PC対応のウェブブラウザや、アップルのiOS、Android対応のスマホアプリ）を使い、ウーバーイーツと提携している飲食店のメニューをネットでみて飲食物を注文し、宅配を受け、代金を支払うことができる。このアプリは、ユーザーの居場所を探知するとともに、現時点で営業している飲食店を表示する。注文すると、飲食物の代金と宅配料を合わせた総支払額が提示される。また、配達員に対しチップを渡す機能もある。宅配料は、従来一律4ドル99セントだった。しかし、2018年8月に距離に応じて変動する価格に変更しており、現在2ドルから8ドルの範囲になっている。支払いは、ウーバー（Uber）に登録されたクレジットカード、デビットカードで行う。注文した飲食物は、フリーランスの配達

員により、車、バイク、自転車、徒歩で配達される。注文後に配達状況を追跡することができる。

雇用類似の働き方をする配達員はウーバーイーツの従業者ではなく、「名ばかり個人事業主」として働いており、労災や雇用保険などが適用されない。カリフォルニア州の新法（AB5／ギグワーカー保護法）は、特定企業の請負契約配送運転者や就労仲介型プラットフォームIT企業のアプリで就労するフリーターは、原則として、当該特定企業ないし就労仲介プラットフォームIT企業の従業者／被用者とみなすことにし、労災や雇用保険の適用など労働条件の大幅な改善を義務付けるものである。ウーバーイーツのようなモバイルアプリを使ったプラットフォームビジネス・モデルが崩壊の危機にあるとの見方もある。

(CNNニュース編集部)

《サンプル3》大学のケース



* ネット大学の所在地は、世界中どこでも可能。ネット留学では、学生は、世界中どこに居住していても、就学可能。

地は、世界中、どこでも可能ですね。

(石村) そうです。ネット空間には、国境がありませんからね。拠点は、いわゆるタックスヘイブンに置くことも可能です。英語を共通言語として、世界中から学生を募集し、ネット配信で授業や試験を実施することも可能です。

(辻村) ということは、ハコモノを建てて立派さを誇っているリアルな遊園地大学、は、いずれ、その存在が問われてくるということでしょうか？

(石村) 学部によると思います。医学部や工学部とか理系で実験施設が必要な学部は、リアルで残るでしょう。しかし、法学部とか経営学部とか、文学部とか、データ化が可能な学部は、リアルに残れるかどうかは、「神のみぞ知る」ではないでしょうか。

(辻村) ということは、データ化ができ、データ配信で勝負するプラットフォームモデルのネット大学は、いわば「学位授与機構」のような存在になるかも知れませんね。

(石村) いずれにしても、文系の学部を擁する大学で、巨大な校舎を建て、一日100万円を超える電気代を使っているようなところは、ビジネスモデルの再検討が必要になるでしょう。リアルなプラットフォームであるハコモノを縮小し、ネットのデジタルプラットフォームで教育サービスを提供するようになるのではないのでしょうか？

(辻村) 交通混雑の解消、インフルエンザや新型コロナウイルスの流行などから学生や教職員を護る場合にも、デジタルプラットフォームモデルのネット大学は、主流になるかも知れませんね。義務教育とは違い、大学の授業は必ずしも一同に会して

やる必要はないですし・・・。

(石村) 少子化、AI（人工知能）の発達なども加わり、リアル大学は、教育内容のデータ化の可否を基準にネット大学とのすみわけが進むかも知れませんね。

(4) 政府（行政機関など）のケース

(辻村) 今回の対論の中心となるプラットフォームモデルについて聞きます。現在、行政サービスは、「リアル」が中心です。住民は、行政機関、役所などで出向いて行って手続や郵便を使ってするのが一般的です。しかし、行政サービスも、もっと「ネット」に移行してもいいのではないかとこの声も大きくなってきています。そこで、国は、電子（ネット）政府、通称で「マイナポータル」を構築し、電子手続を進めています。実は、電子（ネット）政府、マイナポータルも、プラットフォームモデルを採用した仕組みだとのことですが。

(石村) そうです。

(辻村) しかし、電子（ネット）政府、マイナポータル自体、普通の住民は聴いたことがない言葉かも知れませんね。マイナポータルは、メニューが貧弱で、しかも、ほとんど開店休業のような状態ですからね。マイナポータルがプラットフォームビジネス・モデルを採用しているといっても通じないかも知れませんね。

(石村) その辺が大きな問題なわけです。マイナポータルは、官製のデジタルプラットフォームであることを理解して欲しいわけです。これが分からないと、役所の説明に惑わされてしまうことにもなりかねませんから。

(辻村) ですから、普通の人にもわかるように図説してください。

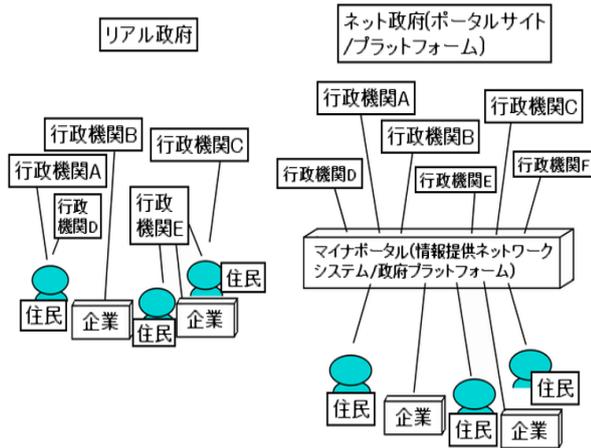
(石村) わかりました。政府（行政機関）のケースを取り上げて、リアルとネットを対比して、プラットフォームIT企業（プラットフォーム）所在を織り込んで図で示すと、次頁《サンプル4》のようになります。

(辻村) 本来、市民は、リアルか、ネットかは、住民は自由に選択できるようにならなければならないはずです。



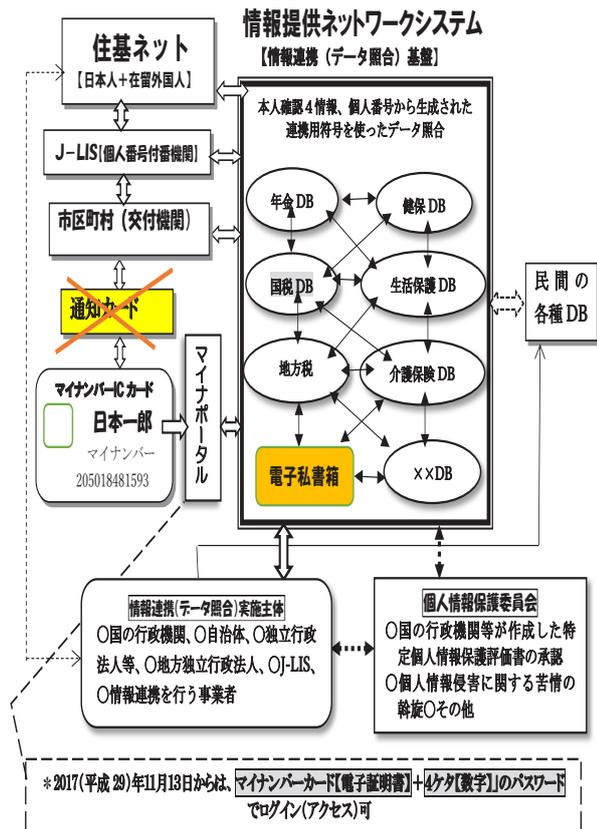
(石村) ところが、ネット政府のメニューが貧弱で、

《サンプル4》政府（行政機関）のケース



しかも、ほとんど機能不全のような状態です。
(辻村) それに、マイナICカードがないと、官製プラットフォームであるマイナポータルにはアクセス（ログイン）できないわけですからね。

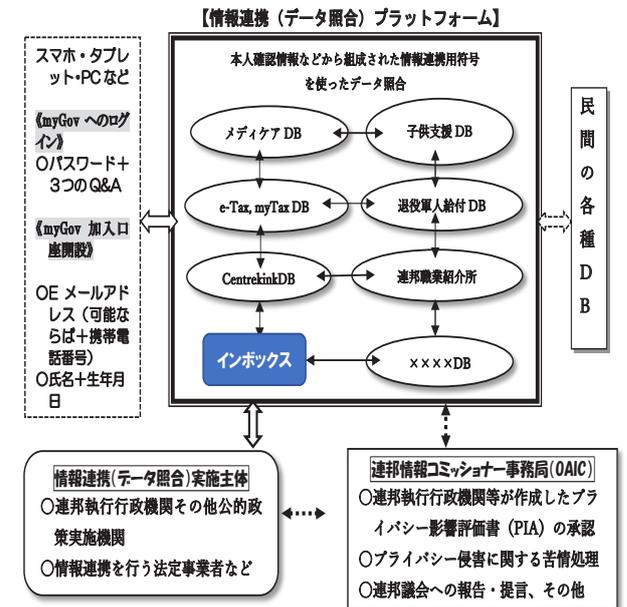
《サンプル5》わが国のマイナポータル（ICカード使用方式）



(辻村) しかし、よく考えてみると、民間のプラットフォームでは、ICカードが不要なわけです。
(石村) ですから、政府のプラットフォームであるマイナポータルでも、マイナICカード不要にできるはずですよ。
(辻村) 石村代表がいつもあげているオーストラリ

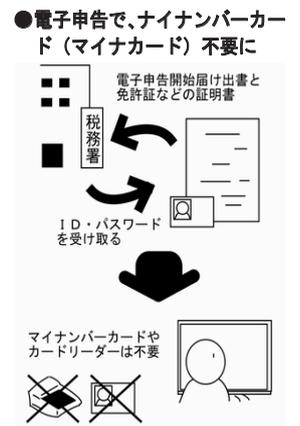
アの電子（ネット）政府モデル（myGov）が、よい例ですね。

《サンプル6》オーストラリアの政府ポータルサイト/myGov（ICカード不要方式）



(石村) 仰せのとおりです。オーストラリアの政府プラットフォーム、電子（ネット）政府では、民間IT企業のプラットフォームと同様に、アクセス（ログイン）に背番号も背番号が券面に書かれたICカードも使っていません。

(辻村) わが国の所得税の電子申告（e-Tax）でも、マイナICカードを不要としています。スマホ全盛時代にICカード普及を目指すのは愚策です。
(石村) ですから、背番号（マイナンバー）やICカード（マイナICカード）がないと、デジタルプラットフォームモデルの電子（ネット）政府はつくれないというPRは、フェイクなわけです。



◆リアルで使うマイナンバーとネットで使う符号・識別子の違い

(石村) それから、もう一つ、理解しておかなければならないことがあります。
(辻村) どういうことでしょうか。
(石村) リアルの行政では、目にみえる12桁の背番号（マイナンバー）を使っています。しかし、

ネット／オンラインの行政では、背番号は使っていません。背番号から組成された符号、個人識別子、マイキー ID とかを使っています。

(辻村) 政府は、全国共通の国主導の「マイナポイント」プランの実施を決めましたね。このマイナポイントでも、12桁のマイナンバーではなく、マイナンバーから組成されたマイキー ID (符号) を使うとしていますね。

(石村) マイナポイントでは、利用者がスマホに入金すると、地域を問わず使えるポイントを国費で上乘せする計画です。20年9月から21年3月まで、最大で入金2万円に対して5千円分(25%)を提供するプランです。ところが、本人確認やポイント管理にはマイナICカードを使うことから、ポイント利用はカード取得が必須条件です。

(辻村) 消費増税対策を口実とした背番号カードの所持を強制する政府の悪巧みが透けてみえるようなプランですね。

(石村) 動機が不純、手続きが煩雑で、利用が広がるかはすこぶる疑問です。国民に5千円配った方が分かりやすく、安上がりですよ。

は使いませんね。マイナカードの電子証明書(PKI)から組成される8桁のマイキーIDを使います、とっていますね。

(石村) マイナンバー違憲訴訟、市民運動では、リアル、つまり目にみえる12桁の背番号を攻撃のターゲットとしています。この点について、訴訟や運動などにおいて、背番号から組成された符号、個人識別子、マイキーIDをどう考えるのか、しっかりと検討することが必要です。

(辻村) 大事なポイントですね。

◆「マイナシポータル」のすすめ

(石村) マイナンバー(背番号)もマイナンバーICカードもなくとも、政府ポータルサイト／プラットフォームを動かせるわけです。ですから、政府ポータルサイトを番号やカードなしのプラットフォームに改造する提案を行う必要があると思います。

(辻村) マイナンバー・マイナカードを使わない「マイナシポータル」の実現ですね。

(石村) そうです。私たち国民や市民団体の多くは、「国民全員がマイナICカードを持たないと電子(ネット)政府は実現できない」といった政府のフェイクほいPRに「マインドコントロール(洗脳)」されているわけです。マインドコントロールから脱するには、改めてわが国の電子(ネット)政府、マイナポータル構築に応用されている「プラットフォーム(ビジネス)・モデルとは何か」を理解する必要があります。

(辻村) 市民団体は、背番号もICカードも使わないオーストラリア(豪州)の政府ポータルサイト(myGov)などを参考にする必要がありますね。

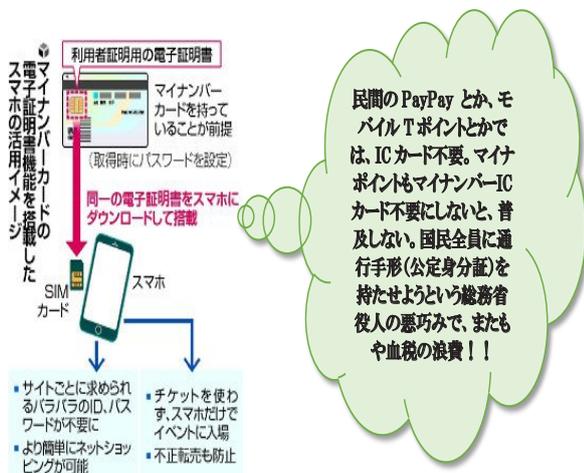
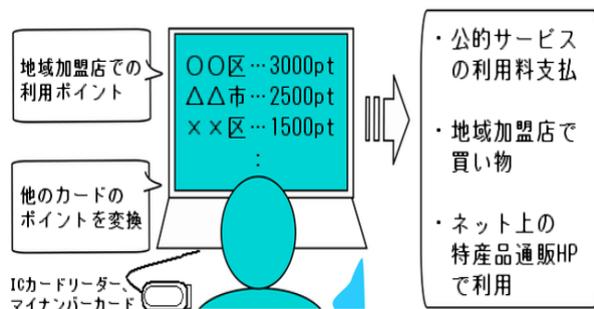
(石村) そうですね。豪州の政府ポータルサイトでは背番号もICカードも不要です。

(辻村) アマゾンとか民間のプラットフォームでは、背番号やICカード(電子証明書)を使わないのが常識です。オーストラリアの場合、政府プラットフォームでも、民間のプラットフォームに倣ったということでしょうけど。

(石村) そうですね。それに、豪州の人口規模(2,502万人超)でも、国民の間に電子政府サービスを普及させるために、国民全員に公的ICカードを保有させるのは至難だからです。また、今日、パソコンに加え、スマホやタブレット端末が中核となる時代にあって、背番号を格納したICカードを必要とする電子政府は、まさに無用の長物だからです。

(辻村) わが国のマイナポータルでは、セキュリティ

マイナンバーカード(マイナカード)を使ったマイナポイント制度とは



(辻村) 確かに、マイナポイントでは、マイナンバー

●リモートアクセスの際の認証方式：主要なデータセキュリティ対策の選択

認証方式	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
○固定パスワード	低	高	低	安全度が低い
○PKI(公開鍵・電子証明書)	中	低	高	運用が煩雑
○ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
○生体認証	高	高	高	容認度が低い
○その他(マトリクス認証等)				

対策に電子証明書／PKIを使うから、PKIを格納したICカードが必要になっていますが……。

(石村) しかし、ネットで政府ポータルサイトにアクセス(ログイン)する場合のデータセキュリティ対策は、必ずしも電子証明書／PKIを使う必要はないわけです。豪州のmyGovでは、電子申告・電子申請(e-Tax／e-file)を利用する人が望めば、データセキュリティ対策には、ネットバンキングなどで広く普及しているワンタイムパスワード(使い捨てパスワード)を使うことができます。



◆スマホ全盛時代の政府プラットフォームにICカードは不向き

(辻村) よく考えてみると、民間のプラットフォームでは、ICカードが不要です。ということは、政府のプラットフォームであるマイナポータルでも、マイナICカード不要にできるはずですよ。

(石村) 消費者が、アマゾンでネットショッピングするとします。その際に、ICカードが必要だったら、どうでしょうか？

(辻村) 利用する消費者は激減すると思います。ネットを使ったホテルの予約についても、ICカードを

必須とした場合も、誰も利用しないと思います。

(石村) ですから、オーストラリアの電子(ネット)政府モデル(myGov)では、民間IT企業のプラットフォームにならって、アクセス(ログイン)にICカードを使っていないわけです。

(辻村) わが国の所得税の電子申告(e-Tax)でも、マイナICカードを不要としたことで、大きな伸びを記録しましたね。

(石村) モバイルスイカやペイペイのようなアプリを使ったスマホ決済が主流の時代です。もはやICカード主流の時代ではないのです。スマホ全盛時代にICカード普及を目指すのは愚策、血税のムダ遣いです。世界を見渡せば、背番号やICカードを使わない電子(ネット)政府モデルが主流です。わが国のマイナバー(背番号)、マイナICカードやカードリーダーのいる電子(ネット)政府モデルは、利便性が悪すぎ、陳腐化・ガラパゴス化し、時代遅れです。

(辻村) おっしゃるとおりです。私たち国民は、「国民全員がマイナICカードを持たないと電子(ネット)政府は実現できない」といった政府のフェイクなPRに「マインドコントロール(洗脳)、されているのではないかと思います。マインドコントロールから脱するには、わが国の電子(ネット)政府、マイナポータルに应用されている「プラットフォーム(ビジネス)・モデルとは何か」を、民と官とを比較して理解する必要があるとの指摘、よく理解できました。

◆マイナICカードを国民監視ツールに悪転用

(辻村) スマホ全盛時代にあって、ICカード利用方式の政府プラットフォームは時代遅れであることは明らかです。それでも、懲りずに、マイナICカードの普及を画策するのはなぜなのでしょう？

(石村) 両面に背番号や重要な個人情報に記載されたマイナICカードは、紛失したら危ないから普及しないわけです。住基ICカードも、血税を浪費したあげく廃止の憂き目にあいました。それでも、国の役人は、国民にマイナICカードを持たせよう必死です。この背景には、電子(ネット)政府の実現はムリでも、国民全員に公定ID(国民登録証)を持たせることでつじつまが合う、と考え出したからだだと思います。つまり、マイナICカードを、「電子(ネット)政府」へのアクセスツールから「国民ID」による監視ツールに、利用目的を大きく変えたのだと思います。

(辻村) そうということなのでしょうね。政府は、

●制度実施の主なスケジュール【2015（平成27）年5月以降】

15年10月	個人番号付番、住民票への記載した番号通知カードを各世帯へ送付
16年1月	・個人番号利用開始（申請時に記入等）および個人番号カード交付 ・租税関係では、原則として平成28（2016）年1月1日以降の支払をする際の法定調書から、支払を受ける者と支払者の個人番号または法人番号を記載が必要
17年9月	政府は、戸籍情報をマイナンバーとの連携させることを法制審議会へ諮問
17年11月	【再々延期】情報連携（データ照合）開始
18年以降	金融口座への共通番号の任意適用
21年以降	金融口座への共通番号適用義務化（予定）

2019年5月に、低迷するマイナICカードの取得率のアップを狙いに法改正しました。これにより、紙製の通知カードの廃止を決めました。また、戸籍事務のマイナンバー管理、国民の医療情報を国家がトータルに共有しようとマイナICカードの健康保険証への転用を画策しています。加えて、公務員に、その家族を含め、カードの取得、身分証への利用を強制し始めました。それから、マイナICカード取得を前提としたマイナポイントも、明らかに、実質的な公定ID（国民登録証）促進策の一つですね。

(石村) こうした一連の動きからも、マイナICカードを、電子（ネット）政府を利用するツールから、「国民ID」、監視ツールに育てる政策に大きく転換したとみて取れます。

(辻村) 「国内パスポート」、現代版「通行手形」、「内国人登録証」の導入で、監視国家づくりに舵を切ったとみてよいわけですね。

(石村) そういうことです。

◆シングルイシュー政治（単一争点政治）のすすめ

(石村) 国の役人は、行政の効率化などは二の次で、血税の浪費でやりたい放題なわけですね。国民を逐一監視するために、背番号の利用拡大や背番号カードの取得を強要するのは、憲法13条や19条などともぶつかります。国民は、中国のようなデータ監視国家（ビッグブラザー）を望んでいません。マスメディアは中国の実情を憂慮します。しかし、まさに「対岸の火事」、の姿勢です。自国の役人によるマイナンバーやマイナICカードを使った監視国家づくりには無関心を装い、「まるで他人事」です。

(辻村) 危ないマイナンバーやマイナICカードの廃止を含め、抜本的に見直すべきだと思います。しかし、この問題（イシュー）ではっきりと物申す野党もないのが実情です。

(石村) ですから、CNNニュース100号で指摘したように、「M国党（マイナンバーから国民を護る党）」、「My国」、{M国日本}のような野党が欲しいと声をあげたわけですね。つまり、「シングルイシュー政治（単一争点政治）」のすすめです。

(辻村) 「シングルイシュー政治（単一争点政治／single issue politics）」は、和製のアイデアではないですね。

(石村) 発祥の地はアメリカです。1970年代後半から、アメリカで、はじまりました。政党政治がマンネリ化し機能不全を起していると思われる場合に取られる政治の手法です。一つの争点を掲げて政治運動を起こし、選挙結果に大きな影響を与える、あるいは既成政党に圧力を加えるのが狙いです。もちろん、シングルイシュー政治手法には、賛否両輪があります。

(辻村) 確かに、「シングルイシュー（single issue）」あるいは「シングルアイテム（single item）」、【注：和製英語では「ワンイシュー（one issue）」（編集局）】、を争点に掲げた政党の必要性は増えていますね。消費税廃止を掲げたいわ新選組、NHKのスクランブル化を掲げたN国党、それから、EU離脱を前面に押し出して勝利したイギリスの保守党……。それぞれの政策の是非はさておき、新たな政治運動の手法ですね。

(石村) ですから、監視国家ドミノにストップをかけるには、「M国党（マイナンバーから国民を護る党）」、あるいは「My国」のような政党を立ち上げ、政治運動を起こし、既成政党に圧力を加えなければなりません。確かに反対集会を繰り返すことは大切だと思います。また、行政追従の判決を繰り返す裁判所での法廷闘争も、決して無益とはいえません。しかし、根本的な問題の解決には、国会での立法活動が要することも忘れてはなりません。

(辻村) 石村代表、マイナンバーやマイナICカードは要らない運動は、わが国の電子（ネット）政府、マイナポータルに应用されている「プラットフォーム（ビジネス）・モデルとは何か」を理解したうえで展開する必要があるとの鋭い指摘、もつともです。それから「シングルイシュー政治（単一争点政治）」を通じたマイナンバーやマイナICカードの廃止のすすめも、新鮮なアイデアです。石村代表、ありがとうございました。

石村耕治 PIJ 代表に聞く

シングルイシュー政党とは何か

— M国、My国（マイナンバーから国民を守る党）の可能性を問う —

解説 石村 耕治（PIJ代表）

【論説】

聞き手 中村 克己（CNN ニュース編集局長）

— 先の衆院選では、消費税廃止を掲げたれいわ新選組、NHKのスクランブル放送化を掲げたN国党など「シングルイシュー（single issue）」で選挙に臨んだ政党が票を伸ばしました。議席も得ました。「シングルイシュー政党（単一争点政党）」「シングルイシュー政治（単一争点政治）」について、教えてください。

（石村）シングルイシュー政治（single issue politics / 単一争点政治）は、1970年代後半からアメリカで始まりました。「シングルイシュー（single issue）」のほかに、「シングルアイテム（single item）」、それから和製英語では「ワンイシュー（one issue）」ともいわれます。「イシュー（争点）」は、憲法改正、人工中絶反対、脱原発、共通番号廃止など多岐にわたります。政党政治は目指さないとしても、共通番号廃止のような単一の争点で運動をする団体は、「シングルイシュー団体（single issue organization）」と呼ばれます。アメリカの場合は、とくに銃規制や人工中絶反対、人種差別反対などがイシューになっています。



— 1970年代後半というと、石村代表がアメリカのロースクール（法科大学院）で学んでいたころですよ。当時のシングルイシュー（single issue）は、どんなテーマだったのですか？

（石村）その当時は、ベトナム戦争（1955年11月～1975年4月末）反対が、最大の政治的なテ

マでした。私は、連邦の首都、ワシントンD.C.のアメリカン大学やジョージタウン大学で基礎コースを勉強していました。大学キャンパスは、兵役を終えて命からがらベトナムから帰還し、VA（帰還軍人）としてGIビル（学費クーポン）で学んでいる学生であふれかえっていました。その一方で、「戦争反対」を単一の争点とする運動団体も、キャンパス内で声を大にしていました。1975年9月にイリノイ大学のロースクールに進学しました。その頃には、キャンパスには、「戦争はもうイヤだ」という、えん戦気分がまん延していましたが、反戦運動は静かになっていました。ただ、ベトナム戦からの帰還学生も多かったことあるでしょうけど、キャンパスには薬物がまん延してました。



— 「反戦」は典型的なシングルイシューだと思いますが、ほかには、どのようなシングルイシューがあるのでしょうか？

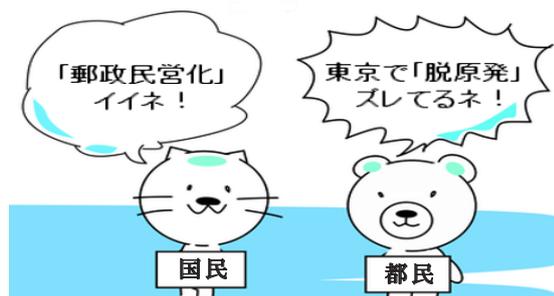
（石村）税金問題もシングルイシューになると思います。「消費税廃止」を掲げたれいわ新選組や名古屋市の河村たかし市長が立ち上げた地域政党「減税日本」が典型です。自民党が安定していて安心という人もいるでしょう。スキャンダル追及には熱心でも、監視国家ツールに化けているマイナンバーやマイナンバーカード（マイナICカード）には何も行動しない野党を応援している人もいるでしょう。しかし、これでは、マイナンバー反対運動の集会を何回繰り返しても、何も変えられない

わけです。政治が発言しないものだから、逆に、ますます国の役人がやりたい放題になっているわけです。こんなところに、シングルイシュー政党の存在意義を考える理由があるのではないかと、思います。



—— シングルイシューは、国政と地域政治とでは、異なるのでしょうか？

(石村) 記憶にあると思いますが、2014年2月9日に投開票された都知事選に、細川護熙元首相が立候補しました。細川氏は、サポート役の小泉純一郎元首相の支援を受けて「脱原発」を争点として訴えました。しかし、3位で落選しました。この選挙手法も、シングルイシュー政治（単一争点政治）の典型だと思います。サポート役の小泉氏は、「郵政民営化」というシングルイシューで国政選挙を戦い、勝利した体験があります。ただ、このケースについては、国政選挙ではなく、原発のない特定地域の選挙で、脱原発を争点にするこの限界があったのではないかと思います。「二匹目のどじょうはいなかった・・・」ということになるかも知れません。原発のある地域での選挙であれば、選挙結果は異なったのかも知れません。



—— 名古屋の「減税日本」の場合はどうでしょうか。

(石村) シングルイシュー政党「減税日本」を率いる河村たかし市長は、私どもPIJの相談役です。誉めたり、けなしたりはできませんが(笑)。シングルイシュー政党、地域政党の「減税日本」は、住民税の減税を実現しましたから。これが、国税で

ある消費税減税とかになると、先ほどの細川・小泉タッグのような問題が出てくるかも知れません。

大阪市を廃止して特別区を設置する「大阪都構想」を推進する「大阪維新の会」も、シングルイシュー政党にあたるのではないのでしょうか。



—— イギリスのEU離脱をめぐるシングルイシュー政治（単一政党政治）について教えてください。

(石村) 2019年12月のイギリスの選挙では、「EU離脱」をシングルイシューとして前面に押し出したジョンソン首相率いる保守党が地滑り的に勝利しました。対立軸の労働党は、党内に離脱賛成派と反対派を抱えていました。そこで、福祉問題とかを持ち出し争点をぼかし、選挙民に愛想を尽かされ大敗北しました。このように、シングルイシュー政治は、妥協をゆるさないという、排他性があることを織り込んで考える必要があります。一方の側の「勝ち」は、他方の側の「負け」となりがちです。この結果、そのイシューを長期的に判断するのが難しくなります。もっとも、12月のイギリスの選挙の場合は、散々議論をして国民はもうウンザリで、国民投票で決着をつけた、という感じもします。もちろん、この選挙を実施した結果、国民が2つの側に分断されたとの論評もあります。この辺は、慎重に点検する必要があります。

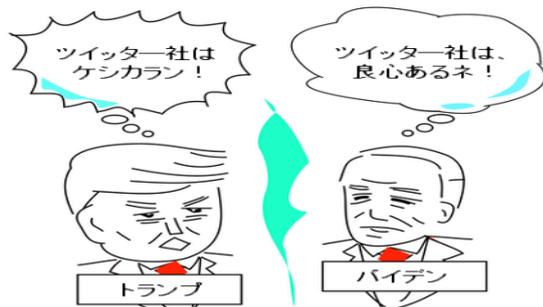


—— SNSとシングルイシュー政治との問題点について教えてください。

(石村) 政治へのネットの影響は計り知れません。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

を介した政治的メッセージの発信が急増しています。2010年末ごろから起こった中東の民主化運動「アラブの春」では、SNSが大きな役割を果たしました。一方で、過激派団体が、SNSを利用して過激なメッセージを世界中に発信して、世界は、その対応に苦慮しています。

2019年10月30日、米ツイッター社は、運営するSNS上での政治広告の掲載を11月22日から世界中で禁止すると発表しました。「政治的メッセージは金銭ではなく努力によって伝えるべき」としています。この発表に対し、2020年米大統領選で、再選を目指すトランプ大統領の選対委員長は、政治広告の禁止は「トランプ大統領と共和党を沈黙させるための左翼による新たな試み」と反発しています。一方、民主党のバイデン候補の広報担当者は声明で、「広告収入と民主主義の品位の二択において、少なくとも今回、収入が選ばれなかったのは励みになる」といっていると報道されています。このように、シングルイシュー政治については、SNSとの関係の面からも、解決しなければならない難しい問題があります。



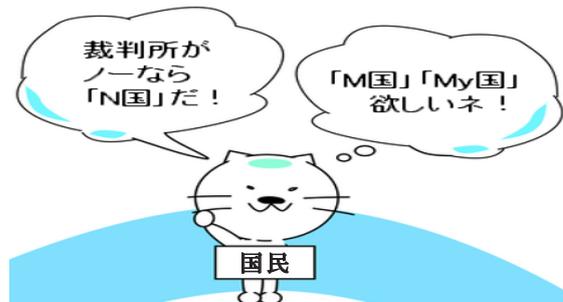
—— マイナンバー要らない運動はシングルイシュー運動の典型ですが、シングルイシュー政治の観点からは、どのような運動の持続が必要なのでしょう。

(石村) 市民団体は、「共通番号は要らない」をシングルイシューにして戦っています。そのために、争点を深化させながら、反対集会を繰り返すことは大事だと思います。また、行政追従の判決を繰り返す裁判所での法廷闘争も、決して無益とはいえません。住基ネット違憲訴訟、そして、マイナンバー違憲訴訟を起こし、判決の形で貴重な戦いの歴史を残してきました。確かに、司法権限は、立法や行政からは独立して行使するものとされています。しかし、裁判所の判決は、行政寄りのものが多いのが現実です。裁判所は、「法の番人」で、公平で、市民の味方と考える人も多いわけです。ふつうの市民はナイーブです。いまだ法

廷闘争をすれば、裁判所は市民に味方をしてくれる、と考えている人も少なくありません。しかし、憲法が保障する「三権分立」とは、国家権力を3つに分けているだけで、「司法」の本質は国家権力であることを認識しないといけなわけです。



裁判闘争をする場合、その「負の側面」についても配慮する必要があります。①住基ネット最高裁合憲判決（2000年3月6日最高裁第一小法廷）が一例です。住基ネットに「合憲」のお墨付きを与えてしまったわけです。②NHK受信契約の義務規定合憲判決（2017年12月6日最高裁大法廷判決（裁判長・寺沢逸郎長官）も同じです。最高裁は、受信機を設置する市民は、受信料を払うのは当然、違憲ではない、とお墨付きを与えたわけです。いまやNHKは、最高裁の最終的なお墨付きがあるんだ、徹底的に取り立てるぞ、といった姿勢を強めています。「違憲訴訟なんかやらないで、あいまいにしておけばよかったのに」という気持ちの市民も多いのではないかと思います。そこで「NHKのスクランブル放送化」をシングルイシューにして、「N国（NHKから国民を守る党）」を立ち上げ、国政選挙に挑み、議席を得たわけです。この政党の行儀の悪さや立ち位置など、よく分からないことが多すぎる感じがします。しかし、シングルイシュー政党の存在感を示したサンプルといえます。



「マイナンバーは違憲だ！裁判だ！」という人たちも少なくないわけです。2019年9月26日、神奈川県内の住民ら230人が個人番号の使用差

し止めなどを国に求めた裁判の判決公判で、横浜地裁（関口剛弘裁判長）は原告（住民）側の請求を棄却しました。同種訴訟で、2019年12月27日の名古屋地裁判決も同じ結論でした。ここでも、司法



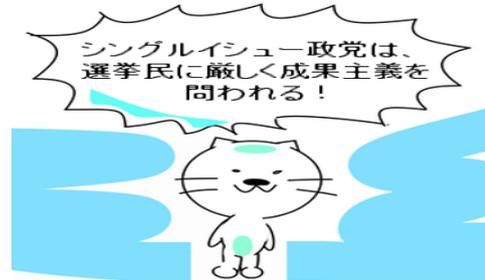
は、国家体制の維持を優先する判断をくだしました。私たち市民は、司法（裁判所）は国家治安機構の一部であるべきなのか、そうであってはならないのか、あらためて「正義（justice）とは何か」を考える必要があります。マイナンバー制度が行政主導でエスカレートし、司法府が自らのヘゲモニーを発揮せず行政府の行為を追認する免罪符を発行するだけ、立法府も思考停止し行政が敷いたルールの上を走っているだけでは、世の中はますます悪くなります。

マイナICカードは、持つ、持たないは自由、任意のはずです。しかし、国の役人は、「これからは手放せない」とか、持ち歩くことを強制するようなPRを平気でしています。まさに、「やりたい放題です」。にもかかわらず、これに正面から挑む、クレームをつける政党がないわけです。

先ほども指摘しましたが、スキャンダル追及には熱心でも、体を張って国民のプライバシーを守ろうとしない名ばかり野党の再生も重い課題です。監視国家ドミノにストップをかけるには、「M 国党（マイナンバーから国民を護る党）」、あるいは「My 国」のような政党を立ち上げ、政治運動を起こし、既成政党に圧力をかけるのも一案です。根本的な問題の解決には、「マイナシポータル（マイナンバーを使わない電子〔ネット〕政府）」の実現に向けた国会での立法活動が必要なことも忘れてはなりません。既成政党の腰が重くて動かないのであれば、



こうした政党の付度に精力を費やすばかりではダメなわけです。新たなシングルイシュー政党が求められます。「シングルイシュー政治（単一争点政治）」を通じたマイナンバーやマイナICカードの廃止を考える必要があります。



—— シングルイシュー政治、シングルイシュー政党は、今後、どういう方向にすすむのでしょうか。

(石村) 政党は、本来、政府と選挙民（国民）をマッチングするプラットフォーム／マッチメーカーの役割・責任を果たす必要があるわけです。しかし、今日、選挙が終われば、政党は一人歩きし出して、選挙民はまるで赤の他人です。シングルイシュー政治、シングルイシュー政党は、特定の政治的な争点（political issue）について、選挙民の意思を尊重し国会での立法活動につなげるプラットフォーム／マッチメーカー役割を一所懸命に果たさないと、消える運命にあります。厳しく成果主義を問われます。

IR 疑獄など悪いニュースが続きます。行政府の役人にお任せの総花的な政策を掲げた既成政党やその構成員が、みかじめ料を取って悪のプラットフォーム／マッチメーカーを演じているのではないかと疑いたくもなります。



シングルイシュー政党というプラットフォームは、その政党を支持した選挙民が政治家に対して政治的責任を問うた場（フォーラム）を提供するという意味では、今後、ますます勢いを増していくと思います。シングルイシュー政治、シングルイシュー政党の出番です。

【清水晴生教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた】再びわが国の「人質司法」を問う《20問》

あなたが日本語も英語も通じない国で逮捕・勾留されたら?? ゴーン氏の海外逃亡で問われるわが国の「人質司法」

対談

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表）

特別背任などの罪で起訴され、保釈中の日産自動車のカルロス・ゴーン元会長は、2019年12月29日に密かに日本から無断出国した。トルコ経由で、彼の母国、レバノンに逃亡した。こうした違法行為は断じてゆるされない。ただ、海外メディアは、わが国の刑事司法（criminal justice）に厳しい目を向けている。問われている点は、長期間にわたる勾留（こうりゅう）、あたかも「推定有罪」を示唆するような取調べ、先進諸国では常識の取調べの際の弁護士への参加、外国人被疑者への日本流儀の押付けや通訳サービスの不備など多岐にわたる。マスメディアに登場する識者は、被疑者にはGPS（位置情報通知システム）の装着を強制すべきだと

か、保釈要件を厳しくすべきだとか、捜査当局を忖度する声も少なくない。わが国の「人質司法」改革を正面から問う声は小さく、よく聴こえてこない。わが国の「人質司法」の問題点については、すでに、CNNニュース94号で対論の形で紹介している。今回は、「私たち日本人が日本語も英語も通じない国で逮捕・勾留（こうりゅう）されたらどうなる」と想定して、「人権保護」の立場から、この問題を点検してみたいと思う。20問をあげて、刑事法が専門の清水晴生 白鷗大学教授に石村耕治 PIJ 代表が聞いた。

（CNNニュース編集部）

◆外国人被疑者の取扱い

（石村）——【問1】わが国は、事実上、移民を積極的に受け入れる政策、に転換しています。私は税金が専門です。わが国に居住する日本語の読み書きがよくてできない外国人から聞こえてくる声があります。それは、日本の課税庁は多言語で対応ができていないという批判です。また、多言語で対応できる税務専門職もほとんどいないという声です。税理士会も、組織としての税務サービスの多言語対応が必要とする認識すらあまりないのが実情です。

この点は、刑事司法の面でも指摘できることです。島国の日本では、これまで「外国人被疑者」の取扱いは、余り注目されませんでした。しかし、人事交流がグローバル化すれば当然犯罪もグローバル化してくるわけです。日本語がよくわからない・あまり話せない外国人被疑者を、日本語が流ちょうな日本人被疑者と同等に扱うことは、いわば「悪平等」につながると思うのですか。この点については、どう考えたらよいのでしょうか？

（清水） 憲法は刑事被告人に公平な裁判を受ける権利を保障しています（憲法37条1項）。法廷で証人に質問する権利や自分のために証人を呼んでもらう権利も認められます（同2項）。逮捕される時にはその理由が知らされ、勾留される際にもその理由を法廷で教えてもらう権利も認められます。つまり自分の関わる裁判について教えられ、問いただす権利が認められて初めて「適正手続」といえます（憲法31条）。これを実際に実現するために、更に弁護人に依頼する権利も認められます。日本語を理解しない外国人についても、同じように自分の裁判について理解するために十分な通訳

●自分の裁判がわからないと…



のサービスが必要です。

ただし、刑事訴訟法の規定は不十分で、このような権利保障は定められていません。捜査上必要なら通訳を嘱託できる（刑事訴訟法 223 条 1 項）とか、外国人の証言を証拠とするためには通訳が必要だ（刑事訴訟法 175 条）と定めているだけです。ですから憲法から権利保障を導いてくる必要があります（『条解刑事訴訟法』324 頁以下参照）。

（石村）——【問 2】 わが国で、大きな病院に入院するとします。その場合、いわゆる「差額ベッド代」が常識化しています。その背景には、公的保険制度の「悪平等」も一因、と指摘する声もあります。諸外国を見た場合、「勾留」手続での「差額ベッド代」のような仕組みを導入している国はあるのでしょうか？ 以前フランスにはあったようですが、現在は廃止されているようです。

（清水） 残念ながらわかりません。一般市民の支持が得られなような仕組みが真正面から認められるようなことがあるかは疑問ですが。ただ、そもそも日本のように長期勾留を認めている国があまりないのではないかと思います。

（石村）——【問 3】 確かに、勾留手続でお金のある被疑者を厚遇することは、格差を認めることにつながりかねないことから、注意が必要です。それから、殺人や暴行などの犯罪と経済事犯とを線引きするのも難しいですね。しかし、被疑者は無罪と推定されるはずです。加えて、それなりの社会的地位のある人に対する配慮は必要な感じがします。暴れる引きこもりの息子を殺した元官僚の場合は、正式に収監されるまで、裁判所が、保釈を認めることで配慮しました。これは日本人の場合でした。しかし、このケースでも、海外逃亡のおそれがあるときには、どうなのか問われてきます。どう考えたらよいのでしょうか？

（清水） 被疑者（容疑者）や被告人を逮捕のあと、さらに「勾留」し続けるための要件が①住所不定、

●保釈とは



②証拠隠滅の相当の理由、③逃亡の相当の理由のいずれかです（刑事訴訟法 60 条 1 項）。しかし実際にはこの「相当の」という部分は無視されているかのようです。そして

これらの理由がなくなれば勾留は取り消されなければなりません（同 87 条 1 項）。しかし「相当の」が無視されているため取り消されることはほぼありません。また凶悪事件でない限り、証拠隠滅の相当な理由がなければ保釈が認められなければなりません（同 89 条 4 号）。しかしこれも「相当な」が無視されてほぼ保釈は認められませんでした。

なぜ犯人かもしれない被告人を釈放してよいのかと疑問に思う向きもあるかと思えます。しかし仰せのとおり被疑者・被告人が無罪の推定を受けるとするのは、なにも特別扱いされるべきだということではないんです。有罪と決まるのはあくまで裁判所の判断が出たあとです。それまで被疑者・被告人は裁判という試合で検察チームと戦う対等なプレイヤーです。これから闘う相手の監視下・拘束下に置かれたままフェアな勝負などできるわけがない。つまり釈放は公平な裁判を受ける権利そのものです。

（石村）——【問 4】 感じ方の問題かも知れませんが、ゴーン元会長は、日本の現在の刑事司法では、「推定有罪」のルールが敷かれ、フェアプレーができないとあって、日本脱出をしたわけです。話を元に戻しますが、勾留者への差し入れはできるわけですが、これはどういった根拠に基づいているのでしょうか？

（清水） 適正手続の一つの中身である当事者主義を具体化するものとして、弁護人との接見交通権（憲法 37 条 3 項、刑事訴訟法 39 条）のほか、弁護人以外の者との接見交通権も刑事訴訟法 80 条が定めています。そこでは「物の授受をすることができる」としています。逆に、これに対する制限については、刑事収容施設法（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）や刑事施設処遇規則（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則）が定めています。

（石村）——【問 5】 大使館とかは、自国民を支援する義務があるとききます。どの程度まで逮捕・勾留された自国民を保護する義務があるのでしょうか？

（清水） 私の専門を超えますが、外交関係に関するウィーン条約 3 条 1 (b) は「国際法が認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護すること」を外交使節団の任務と定め、外務省設置法 4 条も、日本国民の利益増進という任務を達成するための事務として、その 8 号に「日本国民の海外におけ



る法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること」を定めています。

そして、領事関係に関するウィーン条約36条1(c)が「領事官は、留置され、勾留され又は拘禁されている派遣

国の国民を訪問し、当該国民と面談し及び文通し並びに当該国民のために弁護人をあつせんする権利を有する」としています。

(石村)——【問6】 ゴーン元会長のケースで、海外メディアは「日本では、妻でも、勾留中の被疑者に接見（接触）するのは容易ではなく、異常だ」と批判しました。この点、外国ではどうなのでしょう？

(清水) 正直よくわかりません。ただよほどでない限り、日本のように長期勾留すること自体を当たり前とする国は先進諸国で例外です。ですから、ふつうの国であれば、長期間家族と会えなくなるということはないはずです。

◆「無罪の推定」ルールの形骸化

(石村)——【問7】 わが国では、憲法にもかかっている「無罪の推定」ルールが形骸化してしまっています。これは、私たち日本人が海外旅行中に逮捕・勾留されたケースを想定すると、恐ろしいことです。この点は、ゴーン元会長も指摘しておりましたが、改善できないのでしょうか？

(清水) 「無罪の推定」ルールの形骸化については、例えば実際の裁判の進め方であったり、証拠の評価や事実認定のやり方にも関わるかと思います。しかしここではやはり、いわゆる「人質司法」との関係を考えるべきでしょう。メディアは保釈された人が逃げたことばかり報じています。しかし、身柄を拘束された人の何%が保釈され、そのうちの何%が逃亡したのか、逃亡した人の起訴された罪の内容はどんなものかといったことも踏まえるべきです。その上で「無罪の推定」の保障と被告人の身柄の確保とのバランスにおいて、保釈が十分に行われているかどうかを考えることが必要だと思います。保釈が進むことが「無罪の推定」ルールを回復するための重要な第一歩ではないでしょうか。

◆司法取引の功罪

(石村)——【問8】 わが国が捜査・公判協力型司法取引制度を導入しました。その後、自分の罪を減じてもらうことを条件に他人の犯罪を密告することが奨励される傾向が強まっているような感じを受けます。いわば、当局に売った方が正義で、売られた方が犯罪者になる構図です。再検討が必要だと思いますが、どうでしょうか？

(清水) 司法取引は「人質司法」による自白の強要を是正するための代替手段として導入されました。その意味では通信傍受などと同じです。自白を強要しない代わりに盗聴や司法取引を認めろという交換条件だったわけです。その割には「人質司法」は解消されていません。部分的な「取調べの録音・録画」と部分的な証拠開示までしか進んでいません。

捜査への協力・迎合の勧奨はなお密室で行われています。少なくとも取調べへの弁護人の立会い権を法律で認めることなくしては、被疑者の権利保護を踏まえた公正な司法取引とはなりえないでしょう。

◆問われる取調べの際の通訳の存在

(石村)——【問9】 外国人の被疑者・被告人の取調べに際して、地域言語である日本語、しかも難しい法律用語の通訳の存在は重いと思います。日本語しかできない弁護士よりは、ケースによっては有能な通訳の方が手助けになるかも知れません。この点、わが国の刑事司法では、どのようなルールになっているのでしょうか？

(清水) 繰り返しになりますが、権利保護としての通訳の規定は刑事訴訟法にはないようです。むしろ証拠となる証言を得るために裁判所や捜査機関が通訳を使うことが想定されています。しかし、取調べ時の通訳の外国語ないし日本語の能力、供述することの不利益さに対する理解などの専門性、捜査機関への迎合といった中立性など質の確保に対する問題が噴出しています。民間の資格検定や通訳を検証するチェック・インタープリターの必要性に対する理解など対応策への試みは始まっています。しかし肝心の裁判所はまだ、通訳人の量の確保で精一杯で質の

保釈…？
黙秘権…？



確保まで至っていません。

(石村)——【問 10】 官選弁護士制度のように、公費で通訳サービスを受けられる制度はないのでしょうか？また、自費で有能な通訳を頼む権利はないのでしょうか？それから、通訳と守秘義務の関係について、どう考えたらよいのでしょうか？

(清水) 弁護士が面会接見時に通訳を伴うということはあるでしょう。しかし、弁護士と被疑者（容疑者）の接見のために活動する、国選弁護士と同様の国選通訳人があるかといえば、それはないようです。自費で有能な通訳を頼み、弁護士との接見時に同道してもらうことはできるでしょう。弁護士との接見（接見交通といいます）は権利として認められています。ですから、よほどの嫌がらせでもない限り、通訳が接見時に同席することも認められるかと思えます（正式には鑑定人として扱われなければならないようですが）。ただし被疑者や事件の関係者でないことが条件とされると思います。

また通訳については刑法 134 条の秘密漏示罪の対象とはされていないため、公務員でない限りは契約上の守秘義務を負うにとどまるようです。

(石村)——【問 11】 海外、とりわけ移民の多い国では、どうでしょうか？

(清水) 海外の御経験の豊富な石村先生のお見立て通り、移民の多い国こそ必要に迫られて、通訳に関わる対応を取ってきたようです。アメリカの法廷通訳人法（Court Interpreters Act）が有名です。ただ実際には必要性の高いスペイン語の通訳の確保が中心のようです。イギリス、オーストラリアなども含めてですが、どの国も被疑者（容疑者）に通訳を頼む権利を認めているわけではないようです。公平な裁判の確保のために裁判所に法律上または判例上義務づけている、という形のように（江橋崇・法学志林 87.4.57 参照）。

国際自由権規約（B 規約）14 条 3 項は「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。」として、その（f）で「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。」を定めています。しかし、どの批准国も権利保障の水準までは至っていないようです。

◆取調べの際の弁護士の立ち合いは？

(石村)——【問 12】 行政調査である税務調査の場合、納税者は税理士などの立ち合いをしてもらうことができます。多くの諸国では、刑事捜査、被疑者の取調べの際に、弁護士を立ち合わせることは常識と聞きます。それから、日本にも法的拘束力がある国際人権法は「自ら選任する弁護士と連絡する」権利を容疑者に保障しています。この権利は直ちに制限なく弁護士にアクセスできる意味である、と理解されています。海外メディアは、「8 時間にも及ぶゴーン元会長の取調べの際に弁護士の立ち合いを認めなかったこと」を痛烈に批判しています。わが国では、どうして弁護士の立ち合いを認めていないのでしょうか？

(清水) 日本では、戦前の刑事裁判制度がそうであったように、被疑者（容疑者）を裁きの対象と見る姿勢が根強くあります。しかし戦後の新たな刑事訴訟法の下での刑事裁判制度では、被疑者はあくまで裁判を闘う一方の当事者です。刑事訴訟法 1 条は法律の目的として「人権保障」と「真相解明」をあげています。しかし、捜査機関はもちろん裁判所も（ひいては国民の多くも）「真相解明」のためには弁護士の立会いといった「人権保障」は犠牲となって当然という意識が強いわけです。この

●弁護士の立会い義務づけ

日本	なし
アメリカ	あり
イギリス	あり
フランス	あり
ドイツ	あり（警察ではなし）
イタリア	あり
韓国	あり

ことが、立会いを認めないままとなっていること的基础にあるのではないのでしょうか。しかし、取調べの必要性を主張するならなおさら立会いが必要なはずで

◆取調べの可視化

(石村)——【問 13】 わが国でも、取調べの可視化（録音・録画）は進んでいると思いますが、海外と比べた場合、どのような問題があるのでしょうか？

(清水) 国によって義務づけの有無や程度など様々だと思います。日本は裁判員裁判の事件と検察の独自捜査に関わる事

●取調べの録音・録画の義務づけ

日本	一部のみ
アメリカ	州による
イギリス	録音義務
フランス	録音・録画義務
ドイツ	なし
イタリア	録音または録画義務
韓国	なし

件のみで圧倒的に限られていることがそもそも問題です。

◆出身国に移送を受けて取調べ・裁判を受ける権利は

(石村)——【問 14】わが国で逮捕されても、出身国で、母国語で取調べ・勾留・裁判を受けられる制度、国際間の取決め、条約などはあるのでしょうか？

(清水) そのような制度は聞いたことがありません。わが国での逮捕がわが国の刑罰権の発動だとすれば、それこそ裁判権という主権の行使ですから、裁判権の行使を他の国に任せるといったことはないのでないのでしょうか。

(石村)——【問 15】わが国にある刑罰でも、被疑者の出身国にはない刑罰もあります。こうした場合にはどうなるのでしょうか？

(清水) わが国の法制度の下での刑罰権行使ですから、被疑者の出身国にはない刑罰も科されることはないでしょう。

◆犯罪人引渡条約とは何か

(石村)——【問 16】今回、ゴーン元会長が逃亡したレバノンと、日本の間には犯罪人引渡条約・協定が結ばれていないといわれています。こうした場合、現状回復は、どのようにしたらよいのでしょうか？

(清水) 外交上の働きかけを行っていくほかはないかと思えます。

(石村)——【問 17】アメリカなどの場合は、誘拐や拉致の形で現状回復をはかる例がみられます。これはどういった法的根拠に基づいているのでしょうか？

(清水) 軍隊派遣のケースについて判例法上の根拠があるとの指摘がありました（富井幸雄・都法57.2.88）。

◆保釈と被疑者の人権

(石村)——【問 18】わが国の刑事司法では、「冤罪でも、罪を認めないと保釈なし」のルールが敷かれています。このルールは厳しく批判されています。これは、かなり深刻な状況です。どう改革

したらよいのでしょうか？

(清水) 弁護士が立ち会わない限り、身柄拘束中に作成された調書は任意の証言とはいえ一切証拠とできないという法解釈ないし法改正が必要です。罪を認めるまで勾留を続けるのが当たり前とする「人質司法」により、ねつ造された調書までが証拠となりえます。このために、捜査機関は勾留中の被疑者には「取調受忍義務」があるといって自白を取ろうと躍起になるわけです。弁護士の立会いを認めない取調べでない

限り、自白調書は証拠とならないとなれば、捜査機関側に保釈を認めない理由はもはやないことになります。

●弁護士の立会い



(石村)——【問 19】わが国では、今回のゴーン元会長の海外逃亡を機に、保釈中の被疑者に GPS をつけさせたらどうかといった声もでてきています。人権保護の面からはどう考えたらよいのでしょうか？

(清水) いったん GPS 端末を体につければ、家の中のプライベート空間でも、どこで何をしているときでも無差別に行動が監視されることとなります。裁判への出頭確保という目的とバランスを欠いているというほかありませんし、その目的を果たすのに有効だとも思えません。有効性をはっきりと示す証拠も提示されてはいないでしょう。むしろ過度な自由の圧迫が今回の逃亡を招いたことを思い返さなければなりません。GPS 装着を気にして社会性を失えば、かえって反社会的な行動をうながす結果を招きます。さらにまた、治安活動での広汎な GPS 利用の入り口になってしまう懸念もあります。

◆刑事司法手続の国際水準化の課題

(石村)——【問 20】日本人が海外に出て行って逮捕・勾留されるケースが増えてきています。一方で、諸外国から日本語がわからない・話せない外国人が日本に来て、逮捕・勾留されるケースも増えてきています。グローバル化にともない、わが国の刑事司法手続の「国際水準化」は待ったなしだと思います。最後に、早急に改革が求められるポイントをあげてください。

(清水) 第一に、弁護士の立会いがない限り取調

べを行うことはできないというルールを確立する必要があります。次に、このルールに違反して作られた自白調書は証拠にできないとするルールが必要です。そして、被疑者が拒否したら取調べは中止されなければならないというルールが必要です。

さらに、できるだけ速やかに保釈が認めるというルールを確立する必要があります。これらが改善されれば、日本語がわからない外国人でも何とか自分を守るための行動をとることができるのではないかと思います。

◆むすびにかえて～日本の常識は世界の常識ではない！

(石村) 若い頃、アメリカで制作された映画「ミッドナイト・エクスプレス (Midnight Express / 脱獄)」(1978年)を観ました。アメリカ人旅行者のビリーはトルコで麻薬所持・密輸の罪で逮捕されました。そして、裁判で、現地の不衛生で過酷な刑務所で4年間服役するように宣告されました。ビリーは何とか耐え抜いて釈放の日を心待ちにしていました。3年たち、もう1年というところで、やり直し裁判が行われ、刑期が30年に伸びたのです。ビリーは刑務所の囚人仲間から、「この刑務所に入ったら、半病人になるか、深夜特急に乗る (Midnight Express) = 脱獄する、かの二択だ」と言われました。ビリーは脱獄を計画し、何とか成功し、アメリカに帰国するというストーリーでした。

今回のゴーン元会長の違法な海外逃亡のニュースを聞いたとき、とっさに、このミッドナイト・エクスプレスの映画を思い出しました。トルコとわが国の刑事司法は大きく違います。しかし、外国人被疑者に絶望を感じさせる刑事司法、あるいは収容者の人権を蹂躪するような入管行政であってはいけないわけです。今回の事件は、日本語がよくわからない・あまり話せない外国人被疑者の処遇などを含め、わが国の刑事司法のあり方にいろいろな示唆を与えたと思います。日弁連は、起訴前勾留を長期化させる日本の検察の「人質司法」の手法の改革を求めてきました。にもかかわらず、歴代の政府は容易に耳を貸しませんでした。

この国のさまざまな仕組みを変えるには、これまで「ガイアツ (外圧)」が重い役割を果たしてきました。ガラパゴス化した日本の刑事

司法制度を批判し、ゴーン元会長が世界に向けて吠えています。国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチなども厳しく批判しています。(https://www.hrw.org/ja/news/2019/01/10/326189)。

法務大臣、その背後にいる法務省や検察など司法行政当局は、日本の刑事司法では「法の支配」が徹底している、先進各国と比べても見劣りしないと、吠えています。ガイアツをはねのけ、今までのやり方を正当化したいのだと思います。

しかし、「日本の常識は世界の常識」とはいえないわけです。やはり、わが国の刑事司法は、このままではいけないと思います。わが国のマスメディアも、中国や北朝鮮などの刑事司法の実情を憂慮する記事を度々掲載します。しかし、わが国の刑事司法への批判・あり方については、どこか歯切れが悪いわけです。わが国の司法行政当局の意を付度し、中国などは「対岸の火事」のような書きっぷりです。

ゴーン元会長は、「正義から逃れたのではない。政治的迫害から逃れたのだ」とのキャッチで、しかも多言語で国際メディア戦略を展開しています。日本の司法行政当局も、国際世論への影響を懸念しているようです。法務省もHPで、日英仏の3か国語でコメントを掲載しました。日本語という地域言語でしか発信できない日本のマスメディアの国際的な存在意義が問われています。

以前、チリのフジモリ元大統領は、大統領在任中の罪を問われ、わが国に逃げてきました。わが国は、彼が自発的に出国するまで、彼をチりに引き渡しませんでした。チリと日本の国籍を持っていることや、政治的迫害などが理由ではなかったかと思えます。ゴーン元会長は、フランスやブラジルのほかレバノンの国籍も持っています。レバノンも、逃げてきた自国民を保護するのは、ある意味では理にかなっているのかも知れません。

いずれにしろ、ゴーン元会長、日本の司法行政当局、マスメディアなどとの間での多言語でのキャッチボールは、大事です。国際的に開かれた議論が、わが国の人質司法、外国人被疑者への通訳制度などの改善につながり、「人権大国・日本」と誇れるようになれば、と願っています。

清水先生、今回は、お忙しいおり、専門的な立場からポイントを分かりやすくお話いただき、ありがとうございます。

《2.15 マイナカード拡散阻止市民集会報告》

やっぱり持たない！個人番号 (マイナンバー)カード2・15集会

◆日時：2020年2月15日（土）18時～

◆場所：東京文京区民センター

◆主催：共通番号いらぬネット、マイナンバー制度反対連絡会

CNNニュース編集局

【プログラム】

◎マイナンバーカードを持たない社会をつくるための提言

その1 いまなぜマイナンバーカードなのか
原田氏

その2 公務員・自治体における取得強要
宮崎氏

その3 マイナンバーカードの保険証利用
吉田氏

その4 マイナンポイントは魅力的か
大岡氏

その5 就労場面でのマイナンバーカードの
必要性

住谷氏

その6 ますます危ない顔認証

石村氏

◎特別報告 省庁交渉（マイナンバー制度反対
連絡会） 斎藤氏

◎質疑・討論

共通番号いらぬネット、マイナンバー制度反対連絡会の共催で、2020年2月15日（土）18時から、『やっぱり持たない！個人番号(マイナンバー)カード2・15集会』が、開催された。東京、文京区民センター 2A 会議室には、65名ほどの参加があった。基調報告や個別報告に続き、質疑・討論が行われた。

◎マイナンバーカードを持たない社会をつくるための提言

新型肺炎のように拡散するマイナンバー、マイナンバーカード利用の政府による強要の問題について、各界からの現状が報告された。

共通番号いらぬネットの原田氏により基調報告につづき、官民を問わず、政府が、あらゆる場面で執拗にマイナンバー、マイナンバーカード（マイナICカード）を強要している実態が明らかにされた。国の役人によるカードを持たせるための切れ目のない悪巧みが報告された。公務員証や保険証利用はもちろんのこと、契約公務員など経済的

に弱い立場にある就労者に対するマイナンバーの提示・記載の強要が目立っている。ハローワークや日本学生支援機構による奨学生に対するマイナンバー提出の事実上の義務化などの問題も指摘された。手続が煩雑で普及は至難、血税のムダ遣いのおいがポンプンするマイナポイント制についても報告があった。

さらに、マイナICカードの保険証利用については、1000億もの血税を浪費する顔認証データを使った保険資格確認システムの導入が検討されている。報告者の吉田医師からは、人権侵害ツール



20. 2.15 集会で報告する石村 PIJ 代表（写真：柏木美枝子氏提供）

であるとして、強い警鐘が鳴らされた。国民の知らないところで、全国民の診療データのみならず、顔認証情報の国家管理システム構築が「ヤミ」、裏口、で進められているわけである。私たち市民は、患者としても、厚労省が進めている人権侵害ツールにもっと関心を払わないといけない。

◎石村 PIJ 代表の報告

PIJ からは石村耕治代表が参加した。石村代表は、吉田報告を受ける形で、次のような「政府の生体認証（顔面）情報のマイナンバー管理計画を暴く」の資料を配布し、以下のような報告を行った。

政府の生体認証情報のマイナンバー国家管理計画を暴く！

「背番号＋顔認証情報」での国民監視が始まる！

全国民の顔認証データのマイナンバー国家管理計画をストップさせよう！

インドに倣った生体認証式 ID カード「アドハー」の日本版導入が狙い？

2020年2月15日
PIJ 代表 石村耕治

●「医療／患者」を「人質」にした全国民の生体認証情報の収集・マイナンバー監視

国民のコンセンサスのないまま、国による大規模な生体認証データの収集計画が密かすすんでいる。マイナ IC カードを使って診療開始時の本人確認と保険資格確認をオンラインでできるようにすると触れ込みで、1台9万円もする顔認証機能付き IC カードリーダー（読取機）を、無償で全国22万カ所の医療機関や薬局に導入するという計画だ。その基盤整備を含め、総額で1,000億円もの血税を浪費するというのだから、あきれ。22年度中には全国のほぼすべての医療機関などで対応できるようにするという。

よ〜く考えてみると、医療機関などでの診療開始時の本人確認と保険資格確認を口実とした「国

民の顔認証データのマイナンバー国家管理システム」の「裏口導入、計画ではないか。ところが、この計画を、ほとんどの国民は知らない。医療機関という「信用、逃げ

られない場所、をエサに、「ヤミ」の手段で、患者（全国民）の「顔／生体認証情報、を釣り上げようとする狡猾な役人の悪巧みが透けてみえてくる。

このままでは、国民全員の顔認証データが保険資格確認システム（管理サーバー／中央データセンター）で、集約監視されることになる。診療情報や顔認証情報のような究極のプライバシー（要配慮情報）、人権を国家が集中管理する役人社会主義、全体主義体制になってしまう。

●問われる日本医師会の人権感覚！

能天気な日本医師会などは、国の役人の悪巧みを見透かせない。「読取機をタダで設置してくれるならありがたい」という感覚のようだ。

人権感覚が鋭い全国保険医団体連合会（保団連）は、マイナ IC カードの保険証利用に反対している。保団連には、国民の人権を蝕む、隠された「背番号＋顔認証情報で全国民を監視する国家づくり」プランにも、もっと声高に反対して欲しい。

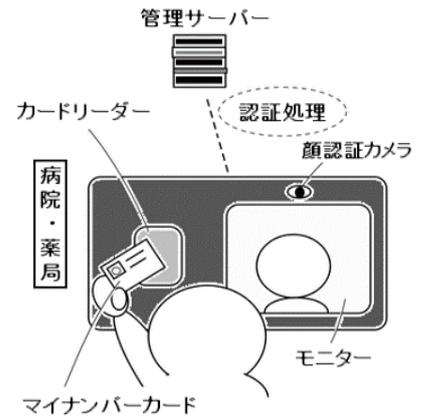
●うごめく IT ハイエナ利権

このオンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システムは、すでに NEC やパナソニックが実用化しているという。こうした政策実施の背後では、患者（全国民）の究極のセンシティブ情報を食べ物に儲けようという「IT ハイエナ利権」がうごめいていることがわかる。

●インドに倣った生体認証式 ID カード「アドハー」の日本版導入？

生体認証式背番号カード制といえば、全国民の顔面＋10本の指の指紋＋目の虹彩を使ったインドの「アドハー（Aadhaar）」がある。申請は、原則任意だが、福祉の受給にはカード取得は必須。

●オンライン顔認証式マイナ IC カード使用保険資格確認システム



申請には、生体情報を含む、次のような個人データの提出を求められる。

●アドハーID番号+カード申請のための個人情報+生体情報の提出手続

① 身元確認のための個人情報
【必須】氏名・住所・生年月日(年齢)・性別
【選択】携帯電話番号・電子メールアドレス
② 生体情報
【必須】顔面・10本の指の指紋・2つの目の虹彩
③ 5歳以下の子どもの場合
上記①・②+両親/保護者の氏名



インドのアドハー：目の虹彩の採取現場 (Public Use)

実は、アドハー(生体認証式背番号カード制)は、日本のIT企業の協力で実現した制度である。(CNNニュース91号) <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-91.pdf>。わが国厚労省の顔認証データのマイナンバー管理計画は、いわば「日本版アドハー」を裏口導入しようとするものとみてとれる。ちなみに、インドのアドハーカードは、プラスチック(ラミネート)カードでも、ICカードでもない。わが国のマイナンバー(個人番号)の通知カード(廃止)と同じく紙製である。

紙製のカードに記載された二次元バー(QR)コードを使ってデータを集積するサーバーと交信・照



アドハーカード切り取り使用のPR (Public Use)



指紋で本人確認状況 (public use)

合し、本人確認をする仕組みだ。現場では指紋とQRコードリーダーを使って本人確認をしている。紙製のカードは、各人が中央センター(サーバー)にアクセスしプリントアウトできる。ICカードは使っていないのは、住所のない人も多く、郵送は難しいことがある。

●アメリカでは生体認証監視技術に厳しい法規制
対岸のアメリカでは、生体認証監視技術の厳しい法規制に入っている(CNNニュース99号) <http://www.pij-web.net/data/CNN-99.pdf>。

サンフランシスコ市をはじめとしてカルフォルニア州内の自治体では、行政機関や市警でのAI(人工知能)を使った顔認証禁止条例を制定して、法規制を強めている。この背景には、アメリカには、中国のような人権は二次のデータ監視国家とは違うのだ、という人権意識がある。公的機関が生体認証監視技術を使い、市民の生体認証情報を収集・管理することについては、市民のなかに強いアレルギーがある。民間機関のなかにも、米マイクロソフト社のスミス・ブラッド社長のよう、iPhone(アイフォン)に顔認証技術を使う一方で、この技術の法規制を訴えているIT企業がある。いずれにしろ、公的機関が国民の生体認証情報を収集・管理することについては、原則禁止されなければならない。生体認証情報は、生涯不変で、洩れたら取り返しがつかないからである。マイナンバーのように、漏れて濫用されても、変更できる情報とは異なる。

●全国民の「顔認証データのマイナンバー国家管理計画」をストップさせよう!
~求められる「My国議連」(仮称)や「マイナンバー110番」

国の役人によるこんな人権侵害計画をゆるせば、私たち国民の究極のプライバシーである顔認証データが、オンラインでサーバーに集約・各人

のマイナンバー管理されることになる。ひいては、自分の知らないところで、悪用されるかもしれない。私たち国民は、政府の顔認証データのマイナンバー管理計画に、声を大にして「ノー」と言わないといけない。

国の役人は、行政の効率化などは二の次で、国民を逐一監視するために、無原則な背番号の利用拡大や背番号カードの取得強要などやりたい放題だ。そして遂に、消費増税で潤った血税をジャブジャブ浪費し、国民の顔認証データのマイナンバー管理を打ち出した。国民は、中国のようなデータ監視国家（ビッグブラザー）を望んではいない。マスメディアは中国の実情を憂慮する声を発する。だが大方は、まさに「対岸の火事」の姿勢だ。ITハイエナからの広告収入を優先するからだろう。

顔認証機能付きICカードリーダー（読取機）の全国22万カ所の医療機関などへの無償配置計画は、この国の形を大きく変える謀略だ。国民の究極のプライバシー／基本的人権を国家が監視する体制になることだ。「背番号+顔認証情報で全国民を監視する国家」づくりを絶対にゆるしてはならない。

政府は、あらゆる場面で、国民にマイナICカードの取得を強要する姿勢を強めている。マイナICカード問題は、新型肺炎のコロナウイルスの拡散のような状況といっても、過言ではない。

反対集会を各地で開催することは大きな意味がある。同時に、政府のマイナICカード取得強要の動きをストップさせるには、「政治力」が求められる。

地方議員や国会議員を募って、政党でなくともよいので、「My国議連（マイナンバーから国民を護る議員連盟）」（仮称）を立ち上げて、政治的にプッシュできる勢力をつくらないといけない。

例えば、カナダなどでは、個人番号（SIN = Social Insurance Number / 社会保険番号）は、制限的に利用されるべきであり、「国民背番号」と化して、人権侵害のツールにならないように利用してはいけない、といったような政治的な合意がある。My国議連（マイナンバーから国民を護る議員連盟）で、こうした政治的な合意を取りつけ、国の役人によるマイナICカード強要の拡散にストップをかけないといけない。

同時に、行政や企業などからのマイナンバーやマイナICカードの不当な提示／記載要求の悲鳴に助け船を出す「マイナンバー110番」のような仕組みも必要である。加えて、やさしい「マイナンバー110番マニュアル」を作成、市民団体のHPなど

にアップする必要がある。弁護士や税理士、社会保険労務士、医師・歯科医師などの専門職や労組などの人たちと協議し、作成を急ぐ必要がある。

◎特別報告：注目ポイント

特別報告では、報告者から「電子政府／ネット・デジタル政府／マイナポータル」で利用・流通している「シリアルナンバー（符号／暗号）」の法規制の必要性について、重要な指摘があった。

現実（リアル）政府／リアル行政では11桁のみ見える番号が使われている。しかし、ネット・デジタル政府／ネット・デジタル行政や政府プラットフォームであるマイナポータルでは、個人情報／個人データの紐づけには、11桁の番号ではなく、その番号などから組成した符号／シリアルナンバー（オンライン識別符号）を幅広く利用している。マイナー違憲訴訟では、文科系の発想で、目に見える11桁の番号の違憲性を争っている。しかし、裁判所は、ネット／デジタル政府／マイナポータルでは、11桁の番号を使って個人データの紐づけややり取りをしていないから、マイナンバー制度は合憲であるとしている。市民団体や違憲訴訟で戦っている人たちは、もっと理科系の発想に立って憲法訴訟の理論を構築する必要があるのではないか。まさに、PIJは、以前からこの点を、口を酸っぱくして指摘してきた（例えば、CNNニュース98号48頁参照）。

報告者は、ネット政府／マイナポータルでは、個人データは符号／シリアルナンバー／オンライン識別符号でやり取りされているとしても違憲であるとの理論を構築する必要があるのではないか、との重い指摘をした。

◎質疑・討論

会場からは、小学生の子どもがマイナICカードを入手しようとしたケースが報告された。背景には、コンサート入場に身分証明書を求めている問題があった。マイナICカードの民間利用が陰ひなたに進行している事実の一端が明らかにされた。また、契約社員や契約公務員など弱い立場の人たちが、マイナICカードの事実上の強制に戸惑っている多くのケースが報告された。教育現場でのマイナンバー管理の広がりに対する懸念が示された。特定口座や非課税ニーサ（NISA）制度でのマイ

ナンバー管理も問われた。今後、一般の預貯金口座にもマイナンバー管理にも広がるのではないかと懸念が示された。1億5千万円もの選挙資金が選挙民の知らないところで流されている事実が明らかになった。その一方で、庶民のなけなしの預貯金を番号で管理しようとしているわけである。この国のあり方に大きな疑問符がついている。

共通番号いらないネットやマイナンバー制度反対連絡会をはじめとしマイナンバーやマイナカードの拡散ストップをめざす市民団体は、プライバシーを大事にしたいという市民／国民からの期待も大きい。こうした期待に応えるためにも、「My

国議連（マイナンバーから国民を護る議員連盟）」や「マイナンバー 110 番」の仕組み、さらには、やさしい「マイナンバー 110 番マニュアル」づくりを急ぐ必要がある。

政府は、マイナ IC カードを普及させ、国民登録証カード、国内パスポート、現代版電子通行手形にしようと必死である。だが、国民は、こんな個人情報や番号が満載された危ないカードを持ち歩かされるのはご免である。

最後に、主催者の宮崎氏から、一致団結してマイナ IC カードを持たない運動を強化していこう、との強い決意表明があった。

最新のプライバシーニュース ①

札幌地裁、グーグルに逮捕歴の検索結果の排除を命令

(CNN ニュース編集局)

札幌地裁は、2019年12月12日に、北海道内に住んでいた人がインターネット検索サイト「グーグル」に、自分の逮捕歴が表示され続けるのはプライバシーの侵害だとして訴えた裁判の判決で、米グーグル社に検索結果の一部削除を命じた。同地裁は、その人が不起訴になったことなどを考慮し、「公表されない利益が表示維持を優越する」と判断した。判決によると、その人は2012年7月に強姦容疑で逮捕され、同10月に嫌疑不十分で不起訴となった。2018年に削除を求めて提訴した。

グーグルなどの検索サイトについては、ネット上に残る個人情報の削除を求める「忘れられる権利」が世界的な論争の的となっている。PIJのCNNニュースでも紹介してきたところである(CNNニュース78号「EU司法裁判所、「忘れられる権利」を認める」、CNNニュース88号「最高裁、ネット上の逮捕歴の削除要求にノー」2頁、CNNニュース97号「GAFA対策としてのEUのGDPR」31頁参照)。

最高裁は2017年1月の決定で、検索結果を削除できる条件として「プライバシーの保護が情報を公表する価値より明らかに優越する場合に限る」とする厳格な判断基準を初めて示した。もっ

とも、このケースの2015年12月の下級審、さいたま地裁判決では、(児童買春の犯歴を表示する)検索結果の削除を命じている。更生が妨げられ、過去の犯罪を社会から忘れてもらう権利がある、との理由からだ。

今回の札幌地裁の裁判で、被告グーグル社側は、不起訴となったことも表示していると主張した。しかし、札幌地裁は、「閲覧者が実際には犯罪を行ったと思い、有罪との嫌疑を抱く可能性はなお高い」と指摘して、被告側の主張を退けた。不起訴となり7年がたっても、その人の勤め先では、逮捕について話題になるという。日常生活面での不利益が大きいことから、札幌地裁は、削除することが、検索結果を表示する社会的必要性に優越する、と判断した。

他にも、東京高裁が2018年8月、強姦致傷容疑の逮捕歴について仮処分決定を出したケースはある。また、関東地方の医療機関が、グーグルの地図サービス「グーグルマップ」に事実無根の「ロコミ」が掲載され、名誉を傷つけられたとして、米グーグルに削除を求めたケースで、千葉地裁松戸支部が訴えを認める仮処分決定を出したと報告されている。

最新のプライバシーニュース ②

厚労省は、顔認証情報のマイナンバー国家管理制度の裏口導入に1000億円投入をやめて、コロナ対策に使うべきだ！

— 求められるネット／オンライン教育投資、消費税0% —

(CNNニュース編集部)

新型コロナウイルスがこれほどまでに広がり、パンデミックになることは想定できなかった。

私たち市民は、厚労省の普段の準備や対応の悪さを批判しないとイケない。また、自分らの公衆衛生に対する無知を反省しないとイケない。

厚労省は、顔認証情報のマイナンバー国家管理制度の裏口導入に1000億円投入をやめて、コロナ対策に使うべきだ！マイナンバーカードを使ったマスクの適正配布プランなども、盾唾物だ。問題の本質をねじ曲げている。新型ウイルス対策に乗じた、ちょこまかした監視プランを黙認してはならない。

加藤厚労相のような、役人（財務省）あがりの人物がパンデミックを指揮しているのも問題だ。「ミスもしない、積極策も取らない。もちろん責任も取らない」。緊急時には、元役人政治家では対応できないのではないかな？

コロナで実体経済が極端に縮んできている。自民党議員の中からも消費税0%案も出ている。だが、財務省の役人は「消費税はアンタッチャブル」を固守するはずだ。役人に文書改ざんを促し、自殺者が出て平然としている政権に、役人が嫌がる消費税減税の実施は至難だ。

「隠れコロナ感染者が一番多いのは東京都では

ないか??」との見方もある。オリンピックをやりたいだけで、当初、コロナ感染の実態を不透明にし、表立った積極策をとろうとしなかった東京都の小池知事の姿勢が問われている。明らかに都民ファーストではない。

インバウンドとか、クルーズ船とか、「新型ウイルス、パンデミックに弱い」ビジネスモデルは、再考の時代に入っている。ネット／オンライン全盛時代に、デラックスなハコモノで勝負しようとするリアル大学のあり方も問われている。感染拡大でも懲りない大学経営陣。ネット／オンライン教育投資は遅々として進まない。学生全員にPCやタブレット端末を配り、ネット／オンライン教育を進め、緊急時には、教員の研究室や自宅などから講義を学生に宅配できる環境整備投資が急務だ。もう、大教室、ホール、大食堂など過大なハコモノ投資は要らない。

今の大学はおおかた、文科省の指示待ち族のような存在である。だが、文科省のような責任は取らない、取りたくない役人集団に身をゆだねてはいけない。でないと、ウイルス戦争に学徒動員をするに等しくなる。独自にウイルスに強いネット教育、リモート教育環境整備を積極的のすすめるべきだ。

この難題に打ち勝つためには、大学の自治、真の政治家や市民の英知が求められている。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン
(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>
2020.4.10 発行 CNN ニュース No.101

編集
及
び
発
行
人

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJ の口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140-4-169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつぶやき

・わが国の刑事司法を嫌いゴーン氏が海外逃亡した。ねずみ年、穴だらけの監視国家をマイナICカードで封じようとする愚策に物言わない野党。「人権ファースト」「My 国」のシングルイシュー政党の出番だ！ (N)